### 町田市

### 子ども・子育て

### 支援事業計画

2015年(平成27年)3月



子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す

### はじめに

本市では、2004 年度(平成 16 年度)に、「子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す」を基本理念とした次世代育成支援対策推進行動計画である「町田市子どもマスタープラン」を策定し、子ども施策を総合的に推進してまいりました。とりわけ、保育所待機児童の解消をはじめとする保育施策の充実、子どもセンターの整備、児童虐待防止のためのネットワークづくりや、身近なところで子育て相談などが受けられる「マイ保育園」など、子育てしやすい環境の整備に積極的に取り組んでいます。

この間、わが国では、急速な少子高齢化の進行や待機児童問題、仕事と子育てをめぐる働き方の見直し、また子育てに孤立感や負担感を持つ人の増加等、子育てをめぐる様々な問題が注目されてきました。これらを受け、2015年(平成27年)4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

新制度の実施にあたり、本市におきましても子育てに関するニーズ調査を実施し、「町田市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画は、町田市子どもマスタープランの基本理念を引き継ぎつつ、これまで推進してきた子育て支援施策を、さらに総合的・計画的に推し進めるものとなっております。

「子育て世代が選ぶまち町田市の実現」に向けて、これまで以上に、子育てに対する親の負担感や不安感を軽減し、子育て世代が安心して働き、暮らすことのできる、魅力ある 子育て環境づくりを進めてまいりますので、市民の皆様には、より一層の御理解と御協力 を賜りますようお願いいたします。

終わりに、この計画の策定にあたりまして、「子育て支援に関するアンケート調査」に 御協力いただきました市民の皆様、そして、貴重な御意見や御提言をいただきました町田 市子ども・子育て会議委員の皆様に心から御礼を申し上げます。

2015年(平成27年)3月

町田市長石阪 丈一

### 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の策定方法	7
4. 計画の期間	8
第 2 章 子どもと家庭を取り巻く状況	9
1. 子どもと家庭の現状	9
2. 教育・保育の提供状況	
第3章 計画の基本的な考え方	31
1. 基本理念	31
2. 基本方針	32
3. 事業体系	34
4. 教育・保育提供区域の設定	35
5. 人口推計	38
第4章 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期	42
1. 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育	42
2. 地域子ども・子育て支援事業	51
3. 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進	63
4. 幼児期の学校教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方について	63
5. その他の取組	64
第 5 章 計画の推進に向けて	65
1. 計画の推進体制	65
2. 計画の進行状況の点検・評価及び推進	65
3. 近隣自治体との連携、都・国への働きかけ	65
4. 施策の推進方向	66
会長あいさつ	67
資料編	69

### **第1章 計画の策定にあたって**

### 1. 計画策定の背景と趣旨

### (計画策定の背景)

少子化\*の急速な進行や待機児童\*の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。この環境の変化に対応するため、子育てをしやすい環境の整備を行い、地域の子ども・子育て支援の充実を図るとともに、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指す必要があります。このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は 2012 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法\*を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度\*」(以下「新制度」という。)が 2015 年 4 月に全国の市町村で始まります。新制度では、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることになっています。

### (策定の趣旨)

子ども・子育て関連3法による新たな制度のもとで、町田市が今後子育てをどのように 支援していくか、「何を」「どのくらい」「いつまで」に、整備・実施していくかを定め るため、「町田市子ども・子育て支援事業計画\*」を策定しました。

この計画は、これからの町田市の子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。2015年度を初年度とし、2019年度までの5年を1期として、策定します。

計画策定にあたっては、2013年12月に市民や有識者からなる町田市子ども・子育て会議\*を設置し、計画の中心となる幼稚園\*や保育所、家庭的保育\*等の教育・保育施設\*と、病児保育や一時保育、学童保育クラブ事業などの11の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策、実施時期について、活発な議論がされました。また、これまでの取組を分析・評価するとともに、子育て中の保護者からのアンケート調査で把握した保育サービスなどの利用希望を踏まえた計画となっています。

この計画では、保育内容・人材・保育環境等の要素で構成される保育の質を確保しながら、保育の量を増やし、待機児童問題の解消を目指します。計画の中心となる幼稚園や保育所、認定こども園\*、家庭的保育等の教育・保育施設と、病児保育や一時保育、学童保育クラブ事業など地域子ども・子育て支援事業を総合的に進め、すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するとともに、子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」に取り組みます。

### ■ 子育てをめぐる現状と課題 ■

- ○急速な少子化の進行
- ○結婚・出産・子育ての希望がかなわない 現状
- 〇子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 〇子育ての孤立感と負担感の増加
- ○深刻な待機児童問題
- 〇放課後児童クラブの不足「小1の壁」 〇M字カーブ(30歳代で低い女性の労働
- ○M字カーブ(30歳代で低い女性の労働 カ率)
- ○質の高い幼児期の学校教育の振興の重 要性
- 〇子育て支援の制度・財源の縦割り
- ○地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供



保育の量的拡大・確保、 教育・保育の質的改善

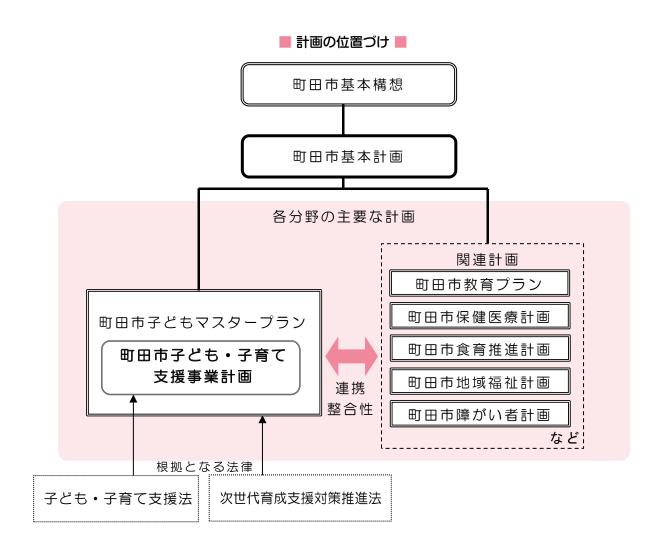
- 待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援 の充実

### 2. 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第2条(基本理念)を踏まえ、第61条第1項に 定められている「市町村・子ども子育て支援事業計画」として策定しました。また、期間 の延長が決まった次世代育成支援対策推進法\*に基づく「町田市子どもマスタープラン\*」 に内包されます。

町田市におけるこれまでの取組の継続性を確保し、同時に上位計画である「町田市基本構想\*」「町田市基本計画\*」や関連計画である「町田市教育プラン\*」「町田市保健医療計画\*」「町田市食育推進計画\*」「町田市地域福祉計画\*」「町田市障がい者計画\*」などとの連携・整合性を図っていきます。



# 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ (その1)

霏 账 全市町村で作成。 5年間の計画期間における幼児期の学校教育 (新制度の実施主体と) ついての需給計画。 て支援事業計画は、 子简 地域の子育て支援に 44 IJ 〇市町村子

## 子ども・子育て家庭の状況及び需要

海3歳以上の子どもを持つ、 家庭で子育てを行う家庭 (子ども・子育ての利用希望) 学校教育+子育て支援 保育を利用せず

(子ども・子育での利用希望) 学校教育 +保育+放課後児童クラブ +子育で支援 満3歳以上の子どもを持つ、 保育を利用する家庭

満3歳未満の子どもを持つ、 保育を利用する家庭 (子ども・子育ての利用希望) 保育+子育て支援

演3歳未満の子どもを持つ、 家庭で子育てを行う家庭 (子ども・子育ての利用希望) 保育を利用せず 子育て支援

# 需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

圄 市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計 幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、 「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

## 子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※ \* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者 家庭的保育事業者 居宅訪問型保育事業者 專業所內保育事業者

**岩域型保育給付** の対象※ II

## ※対象事業の範囲は法定 地域子ども・子育て支援事業

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

乳児家庭全戸訪問事業等 ・地域子育て支援拠点事業 一時預かり

病児 病後児保育事業

放課後 児童ケラブ

延長保育事業

※ 施設型給付·地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設·事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

# ■ 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ (その2)

―「量の見込み」、「確保の内容」・「実施時期 〇市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント

く量の見込み)

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて 記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(そども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

·幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)・地域型保育事業による確保の状況を記載。

量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

事業整備が必要 ・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、

<確保の内容・実施時期> 〇幼児期の学校教育・保育 <量の見込み> 〇区域設定

<2号> <38>

> 〇保育の必要性あり(3-5歳) 〇保育の必要性あり(0-2歳)

〇教育のみ<1号>

〇施設(認定こども園、保育所)で確保 〇施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保 〇施設(認定こども園、幼稚園)で確保

不足が ある場合 は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。 例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」 →地域型保育事業で確保

量の見込み

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時 預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリ

〇地域子ども・子育て支援事業

確保の内容、 実施時期 一サポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

(〇年度に〇人分)

**不足が** ある場合 は整備

認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

0000

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

資料:内閣府

### ■ 基本指針により定められている市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項 ■

### 【必須記載事項】

- ①教育•保育提供区域
- ②各年度における教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)、提供体制の確保の内容、実施時期
- ③各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- ④教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進方策等

### 【任意記載事項】

- ①事業計画の理念等
- ②産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- ③子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- ④労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- ⑤市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
- ⑥市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
- ⑦市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

### 3. 計画の策定方法

この計画の策定にあたっては、就学前児童( $0 \sim 5$  歳)の保護者、小学生( $1 \sim 3$  年生)の保護者へのアンケート調査を実施するとともに、関係団体の代表や公募市民などで構成する「子ども・子育て会議」において内容の検討を行い、策定作業を進めました。

### (アンケート調査の実施)

就学前児童の保護者及び小学生の保護者の子育てにおける実態や教育・保育ニーズなどを把握し、市民の意向を計画に反映するために、2種類のアンケート調査(以下、『アンケート調査結果』とします。)を実施しました。

### ■ アンケート調査の概要 ■

区分	内容
目的	市民の保育サービスや子育て支援、子どもの日常生活に関する実態や要望・ 意見等を把握し、子ども・子育て支援法第61条に基づく『町田市子ども・ 子育て支援事業計画』策定の基礎資料を得る。
実施時期	2014年1月
調査対象	①就学前児童(0~5歳)の保護者 (2,745人) ②小学生(1~3年生)の保護者 (2,000人)
回収状況	①就学前児童(0~5歳)の保護者 (1,673人、60.9%) ②小学生(1~3年生)の保護者 (1,146人、57.3%)

### (子ども・子育て会議の設置)

「子ども・子育て支援法」第77条第1項に基づき、関係者による「町田市子ども・子育て会議」を設置し意見を求めました。会議では、アンケート調査結果や施策・事業の進捗状況、パブリックコメント\*の結果等を踏まえ、町田市子ども・子育て支援事業計画の審議を行いました。

### (パブリックコメントの実施)

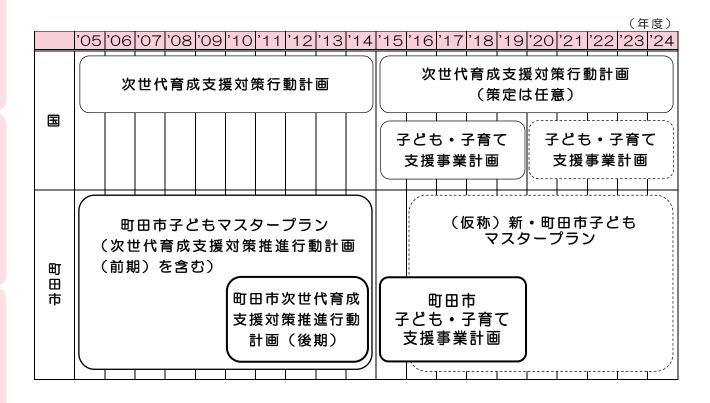
多くの市民意見を反映した計画とするため、ホームページ等において計画素案を広報し、 広く市民の意見を募りました。

### 4. 計画の期間

この計画は、2015年度を初年度とし 2019年度までの5年間を対象としています。

なお、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

また、2016年度を初年度とする(仮称)新・町田市子どもマスタープランを 2015年度に策定する予定です。



### 第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

### 1. 子どもと家庭の現状

### (1) 少子化の進行

### ①人 口

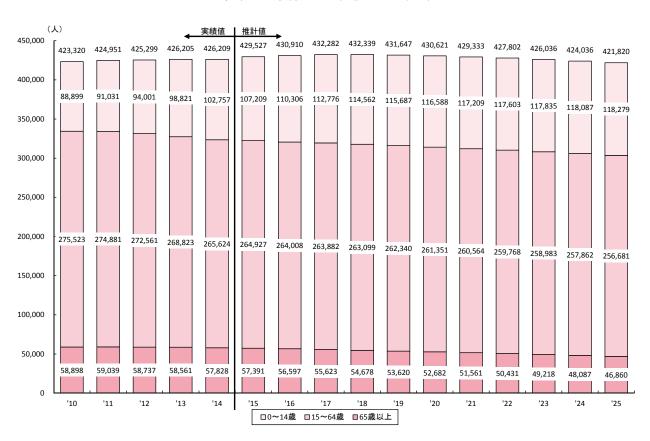
ア 人口・年齢3区分別人口

町田市の人口は一貫して増加しており、2004年には 40万人を超え、2014年 4月 1日現在 426,209人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口は、2011年以降微減しています。15歳~64歳の生産年齢人口も毎年減少しているのに対し、65歳以上の高齢者人口は、毎年一貫して増加しています。

町田市の将来人口は、2018年まで微増すると予測されていますが、年少人口は今後も減少し続け、2023年には5万人を切ると見込まれています。

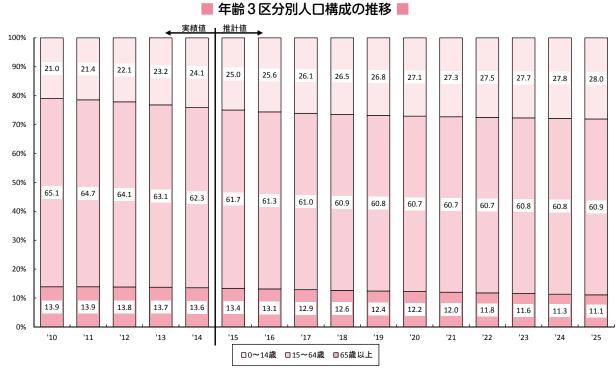
### ■ 年齢3区分別人口の推移と人口推計 ■



(注) 各年4月1日現在である。

資料:町田市「年齢別人口表」「外国人登録人口」

町田市の総人口に占める年齢3区分別人口の割合をみると、2014年現在年少人口が13.6%、生産年齢人口が62.3%、老年人口が24.1%となっており、全国の割合(年少人口12.2%、生産年齢人口59.5%、老年人口28.3%)に比べて、町田市は高齢者人口の割合が低く、年少人口及び生産年齢人口の割合が高くなっています。



### (注) 各年4月1日現在である。

資料:町田市「年齢別人口表」「外国人登録人口」

### イ 子どもの人口(0~11歳:小学生まで)

町田市の子どもの人口は、毎年減少しており、2014年現在45,047人となっています。この減少傾向は、今後も続くと推計されており、2021年には4万人を切ると考えられます。

5地域別にみると、堺地域の子どもの人口は、増加傾向にあり、2014年現在 6,206人となっています。この増加傾向は、2017年まで続き、以後減少していくと推計されています。

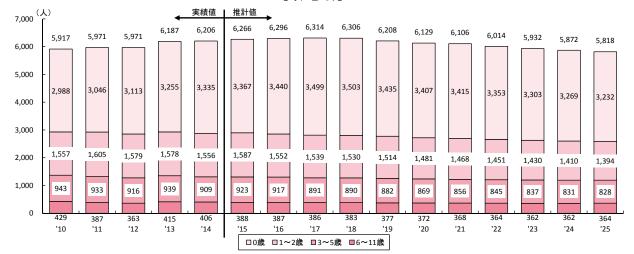
堺地域以外の4つの地域の子どもの人口は毎年減少しており、2014年現在、忠生地域は8,532人、町田地域は8,460人、鶴川地域は10,040人、南地域は11,809人となっています。この減少傾向は、今後も続くと推計されています。

### ■ 年齢別子どもの人口の推移 ■

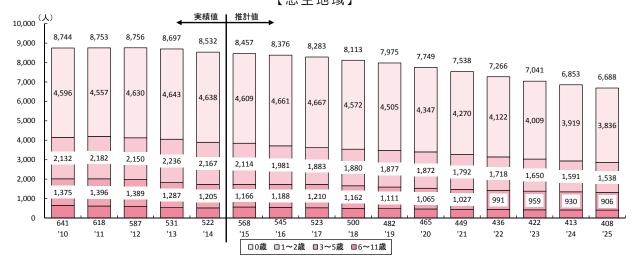
【市全体】



### 【堺地域】



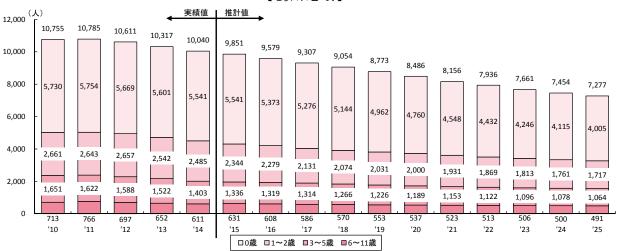
### 【忠生地域】



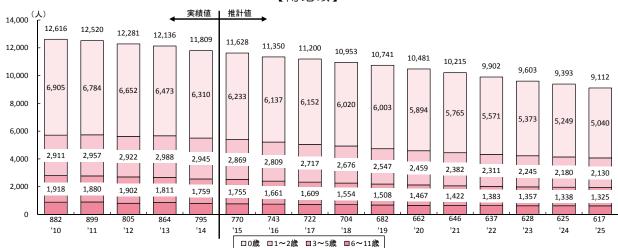




### 【鶴川地域】



### 【南地域】



(注) 各年4月1日現在である。

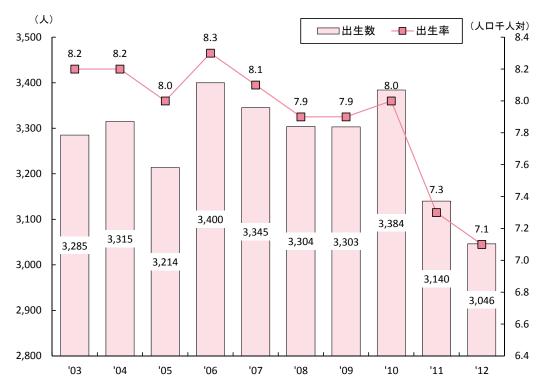
資料:町田市「年齢別人口表」「外国人登録人口」

### ②人口動態

### ア 出生数・出生率

町田市の 2012 年の出生数は 3,046 人となっています。毎年 3 千人台で推移していますが、2011 年から減少傾向となっています。また、出生率も同じく低下しています。





資料:東京都「人口動態統計」

### イ 合計特殊出生率\*

町田市の 2012 年の合計特殊出生率は 1.19 となっています。東京都平均(1.09)は上回っていますが、東京都市部平均(1.24)、全国平均(1.41)より低くなっています。

### ■ 合計特殊出生率の推移 ■



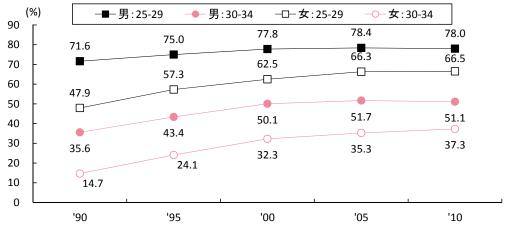
### 資料:東京都「人口動態統計」

### ③少子化の背景

### ア 未婚率

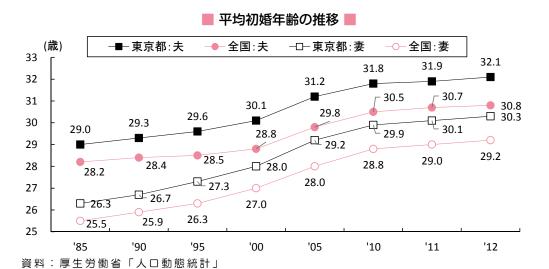
少子化のひとつの要因として晩婚化の進行による未婚率の上昇があげられています。町田市の未婚率の推移をみると、上昇傾向にあることが伺えますが、近年、横ばい傾向となっています。

### ■ 年齢別未婚率の推移 ■



### イ 平均初婚年齢

東京都における平均初婚年齢は、2012年現在、夫32.1歳、妻30.3歳で全国 平均の夫30.8歳、妻29.2歳を上回っています。

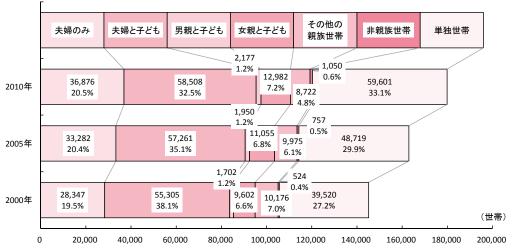


### ①家族類型別一般世帯数

(2)子育て世帯の状況

2010年の国勢調査によると、町田市の一般世帯数は、179,923世帯となっており、増加傾向となっています。「夫婦のみ世帯」「単独世帯」などの世帯数・構成比率が増加する中、「夫婦と子ども」の世帯数は増加傾向にあるものの、構成比率は減少しています。

### ■ 家族類型別一般世帯数の推移 ■



資料:総務省「国勢調査報告」

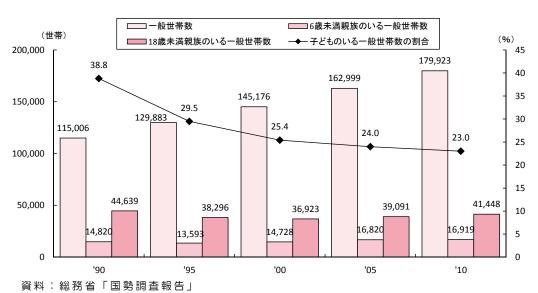
(注)四捨五入の関係で、各世帯数を積み上げても合計と一致しない場合がある。

### ②子育て世帯の状況

町田市の「6歳未満親族のいる一般世帯数」は1995年まで、「18歳未満親族のいる 一般世帯数」は 2000 年までそれぞれ減少傾向にありましたが、それ以降増加傾向とな っています。

また、「子どものいる一般世帯数の割合」を 1990 年と 2010 年とで比較すると、1990 年が 38.8%と約3世帯に1世帯、2010 年には 23.0%で約4世帯に1世帯が子どもの いる世帯となっています。

### ■ 子どものいる一般世帯数の推移 ■



### ■ 世帯の家族類型別一般世帯数の推移 ■

(単位:世帯、%)

	区分	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
<b>-</b> 6	合 計	14,820	13,593	14,728	16,820	16,919
般歳	夫婦と子ども	12,529	11,623	12,791	14,790	15,004
世未	人畑と丁しも	(84.5)	(85.5)	(86.8)	(87.9)	(88.7)
帯満	ひとり親と子ども	283	379	597	670	784
親	ひとり祝とすとも	( 1.9)	( 2.8)	( 4.1)	( 4.0)	( 4.6)
族の	三世代	1,760	1,333	1,049	974	620
61	= 617	(11.9)	( 9.8)	(7.1)	( 5.8)	( 3.7)
る	その他	248	258	291	386	511
	C 07 1B	( 1.7)	( 1.9)	( 2.0)	( 2.3)	( 3.0)
る1	合 計	44,639	38,296	36,923	39,091	41,448
- 8	夫婦と子ども	35,858	30,682	29,702	31,544	33,548
般歳	人婦と子とも	(80.3)	(80.1)	(80.4)	(80.7)	(80.9)
世未	ひとり親と子ども	2,587	2,463	2,948	3,502	4,321
帯満	ひとり祝とすとも	( 5.8)	( 6.4)	( 8.0)	( 9.0)	(10.4)
親	三世代	5,156	4,184	3,280	2,826	2,142
族	_EIV	(11.6)	(10.9)	( 8.9)	( 7.2)	( 5.2)
のい	その他	1,038	967	993	1,219	1,437
U I	CUIB	( 2.3)	( 2.5)	( 2.7)	( 3.1)	( 3.5)

(注) ( ) 内の値は、子どものいる世帯数に占める割合である。

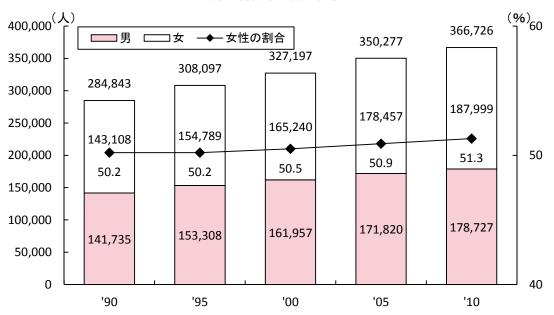
資料:総務省「国勢調査報告」

### (3)働く女性の状況

### ①女性の就業者数

町田市の女性の就業者数は、2010年 10月1日現在187,999人を数え、就業者全体の51.3%を占めています。また、1990年と比べて44,891人、31.4%増加しており、この間の男性就業者の増加率(26.1%)を上回っています。

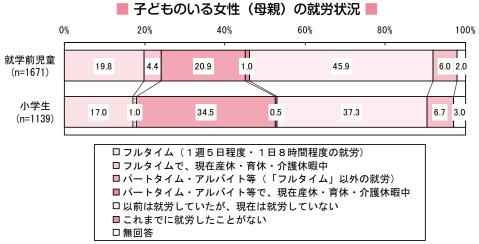
### ■ 男女別就業者数の推移 ■



資料:総務省『国勢調査報告』

### ②子どものいる女性(母親)の就労状況

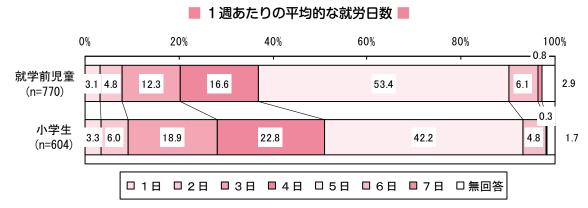
町田市の子どものいる女性(母親)の就労状況をみると、就学前児童の保護者では「フルタイム」「フルタイムで、現在産休・育休・介護休暇中」「パートタイム・アルバイト等」「パートタイム・アルバイト等で、現在産休・育休・介護休暇中」を合わせた"就労している"が 46.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまでに就労したことがない」を合わせた"就労していない"が 51.9%となっています。小学生の保護者では、"就労している"が 53.0%、"就労していない"が 44.0%となっています。



資料:『町田市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査報告書』2014年3月

### ③1週あたりの平均的な就労日数

就労状況で"就労している"と回答した人の1週あたりの平均的な就労日数をみると、 就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「5日」が最も多く(それぞれ 53.4%、 42.2%)、次いで「4日」(それぞれ 16.6%、22.8%)、「3日」(それぞれ 12.3%、 18.9%)と続いています。

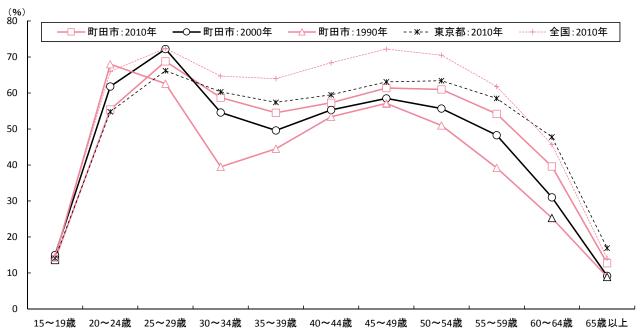


資料:『町田市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査報告書』2014年3月

### ④女性の労働力

女性の労働力を年齢別にみると、25歳~29歳と45歳~49歳を頂点とし、35歳~39歳を谷とする浅いM字型を示しています。かつては結婚や出産を機にいったん仕事を離れ、その後再び就労する女性が多くみられましたが、現在では結婚・出産後も就労する人が増加しており、より緩やかなM字型となっています。

### ■ 年齢別女性労働力率の推移 ■

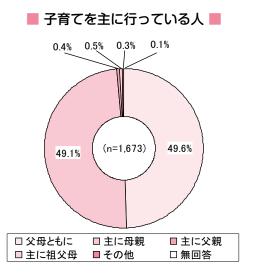


資料:総務省『国勢調査報告』

### (4)子育ての状況と子育て世帯のニーズ

### ①子育てを主に行っている人(就学前児童)

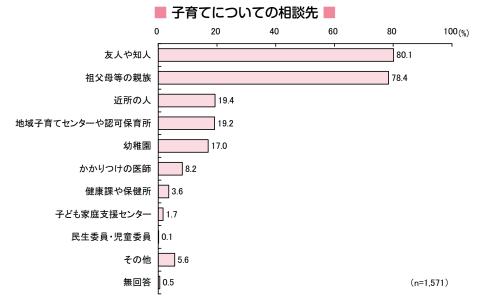
子育てを主に行っている人をみると、就学前児童の保護者では、「父母ともに」が最も多く 49.6%、次いでほぼ同じ割合で「主に母親」が 49.1%となっています。



資料:『町田市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査報告書』2014年3月

### ②子育てについての相談先 (就学前児童)

子育てについて気軽に相談できる人・場所が「いる/ある」と回答した人の相談先は、「友人や知人」が最も多く 80.1%、「祖父母等の親族」(78.4%)もほぼ同じ割合を示しています。次いで「近所の人」が 19.4%、「地域子育てセンターや認可保育所\*」が 19.2%、「幼稚園」が 17.0%と続いています。

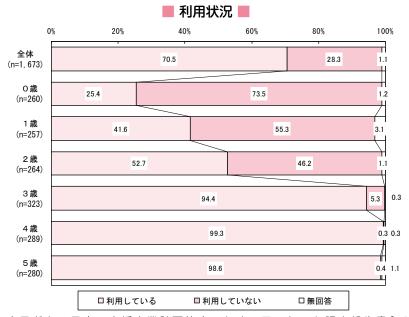


資料:『町田市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査報告書』2014年3月

### ③平日の定期的な教育・保育事業の利用状況 (就学前児童)

### ア 利用状況

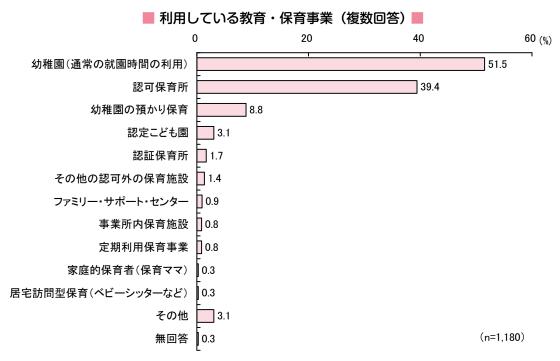
平日の教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」が 70.5%、「利用していない」が 28.3%となっています。子どもの年齢別にみると、「利用している」は、 0歳児が 25.4%、 1歳児が 41.6%、 2歳児が 52.7%、 3歳児が 94.4%、 4歳児が 99.3%、 5歳児が 98.6%となっています。



資料:『町田市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査報告書』2014年3月

### イ 利用している教育・保育事業

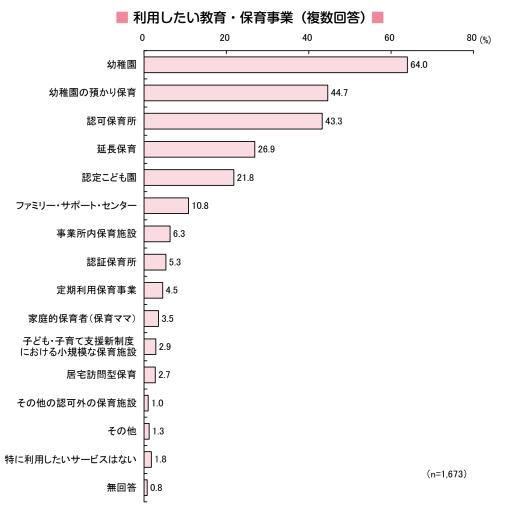
平日の教育・保育事業を「利用している」と回答した人の利用している事業をみると、「幼稚園(通常の就園時間の利用)」が最も多く 51.5%、次いで「認可保育所」が 39.4%、「幼稚園の預かり保育」が 8.8%と続いています。



資料:『町田市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査報告書』2014年3月

### ウ 利用したい教育・保育事業

利用したい教育・保育事業をみると、「幼稚園」が最も多く 64.0%、次いで「幼稚園の預かり保育」が 44.7%、「認可保育所」が 43.3%と続いています。



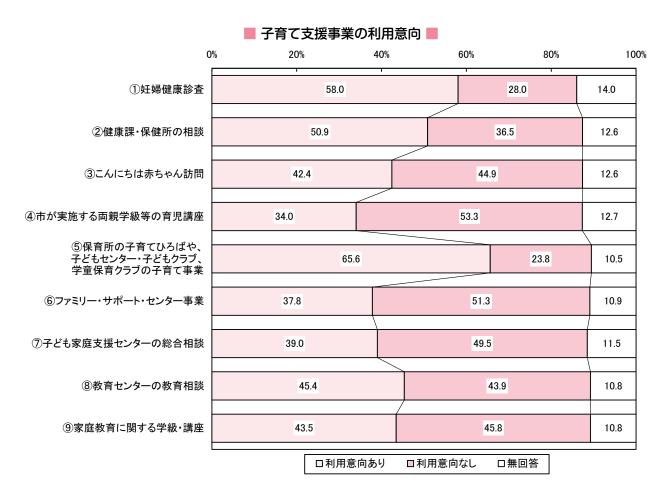
資料:『町田市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査報告書』2014年3月

(単位:%)

区分	全体	〇歳児	1 歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
件数(人)	1,673人	260 人	257 人	264 人	323 人	289 人	280 人
幼稚園	64.0	52.7	60.3	67.0	66.6	71.6	63.9
幼稚園の預かり保育	44.7	36.2	34.6	47.7	49.2	53.6	44.3
認可保育所	43.3	62.7	56.0	42.4	37.8	27.7	36.8
延長保育	26.9	32.3	29.2	27.7	24.8	22.8	25.7
認定こども園	21.8	30.8	25.7	20.8	20.1	18.3	16.4
ファミリー・サポート・センター	10.8	13.5	10.5	8.3	10.2	9.7	12.9
事業所内保育施設	6.3	8.5	7.0	6.1	5.3	4.2	7.5
認証保育所	5.3	13.5	6.6	4.9	3.1	1.7	3.2
定期利用保育事業	4.5	6.5	5.8	6.4	2.5	2.1	4.6
家庭的保育者(保育ママ)	3.5	9.6	3.1	2.3	2.2	1.7	2.9
子ども・子育て支援新制度における小規模な保育施設	2.9	5.8	3.1	2.7	1.5	1.7	2.9
居宅訪問型保育	2.7	3.5	3.9	3.0	2.5	2.1	1.8
その他の認可外の保育施設	1.0	1.9	1.2	1.1	0.9	0.7	0.4
その他	1.3	1.2	1.2	1.5	0.6	1.7	1.4
特に利用したいサービスはない	1.8	3.1	1.6	0.4	0.6	1.7	3.6
無回答	0.8	1.2	0.8	0.8	0.3	1.0	0.7

### ④子育て支援事業の利用意向(就学前児童)

子育て支援事業の今後の利用意向をみると、「⑤保育所の子育てひろばや、子どもセンター\*・子どもクラブ\*、学童保育クラブの子育て事業」が最も多く 65.6%、次いで「①妊婦健康診査」が 58.0%、「②健康課・保健所の相談」が 50.9%と続いています。



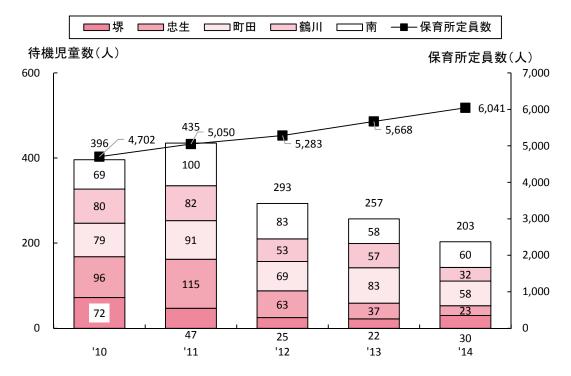
### 2. 教育・保育の提供状況

### (1) 保育所待機児童数と定員数の推移

町田市の 2014 年現在における待機児童数は、203 人となっています。同じく、保育所定員数は 6,041 人で、保育所の新設等による保育所入所定員数の増加に伴い、待機児童数は毎年減少傾向にありますが、解消には至っていません。

地域別に待機児童数をみると、南地域が最も多く 60 人、次いで町田地域が 58 人となっています。年齢別にみると1歳児が最も多く 57.1%を占めています。

### ■ 保育所待機児童数と定員数の推移 ■



(注) 各年4月1日現在である。

### ■ 地域別年齢別待機児童数(2014年)■

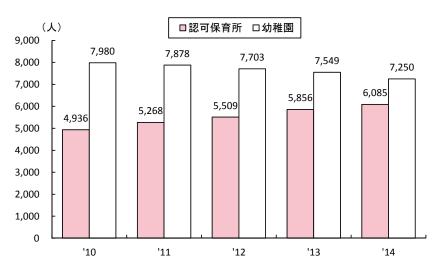
(単位:人、%)

	O歳	1 歳	2歳	3歳	4 歳	5歳	合計
堺	2	19	7	2	0	0	30
忠生	5	7	11	0	0	0	23
町田	8	30	19	0	0	1	58
鶴川	1	18	10	1	1	1	32
南	6	42	7	2	2	1	60
市全体	22	116	54	5	3	თ	203
年齡別割合	10.8	57.1	26.6	2.5	1.5	1.5	_

### (2) 認可保育所と幼稚園在籍園児数の推移

町田市の 2014 年現在における保育所園児数は 6,085 人、幼稚園児数は 7,250 人となっており、毎年、保育所園児数が増加傾向であるのに対し、幼稚園児数は減少傾向となっています。

### ■ 認可保育所と幼稚園在籍園児数の推移 ■



(注)認可保育所は各年4月1日現在、幼稚園は各年5月1日現在である。

### (3) 人口と教育・保育施設の供給量(2014年4月1日)

町田市の 2014 年現在における人口と教育・保育施設の供給量をみると、市全体では、 0歳児~3歳児までは、人口が供給量を上回っています。特に待機児童が多い1歳児で 供給不足であるということが伺えます。その一方で、4歳児~5歳児は供給過多になっ ていることが伺えます。

5地域別にみると、忠生、町田、南地域において3歳児~5歳児への供給量が多くなっています。

【町田市全体】 (単位:人)

		〇歳	1 歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
人	□ (A)	2,952	3,274	3,374	3,686	3,786	3,777	20,849
供	給量(B)	573	1,008	1,332	3,596	4,491	4,474	15,474
	認可保育所	521	892	1,103	1,170	1,186	1,169	6,041
	家庭的保育	7	37	35	0	0	0	79
	認証保育所	45	79	79	57	23	21	304
	幼稚園	0	0	115	2,369	3,282	3,284	9,050
	-ズ量-供給量 B-A)	▲2,379	▲2,266	▲2,042	<b>▲</b> 90	705	697	<b>▲</b> 5,375
	膏・保育サービス 供 率	19.4%	30.8%	39.5%	97.6%	118.6%	118.5%	74.2%
待	機児童数	22	116	54	5	3	3	203

【堺地域】 (単位:人)	
--------------	--

		〇歳	1 歳	2歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
人[	□ (A)	406	439	470	515	542	499	2,871
供給	給量(B)	81	114	141	276	313	314	1,239
	認可保育所	75	96	125	142	145	146	729
	家庭的保育	0	6	4	_	_	_	10
	認証保育所	6	12	12	4	3	3	40
	幼稚園	-	-	-	130	165	165	460
	-ズ量-供給量 B-A)	▲325	▲325	▲329	▲239	▲229	<b>▲</b> 185	▲1,632
	၍・保育サービス 共率	20.0%	26.0%	30.0%	53.6%	57.7%	62.9%	43.2%
待村	幾児童数	2	19	7	2	0	0	30

### 【忠生地域】 (単位:人)

		〇歳	1 歳	2歳	3歳	4 歳	5歳	合計
人〔	□ (A)	522	577	628	684	755	728	3,894
供給	給量(B)	127	247	380	798	1,070	1,062	3,684
	認可保育所	125	244	305	308	310	302	1,594
	家庭的保育	2	3	5	ı	ı	ı	10
	認証保育所	-	ı	-	ı	ı	1	0
	幼稚園	-	1	70	490	760	760	2,080
	- ズ量 - 供給量 B - A )	▲395	<b>▲</b> 330	▲248	114	315	334	▲210
	頁・保育サービス 共率	24.3%	42.8%	60.5%	116.7%	141.7%	145.9%	94.6%
待村	幾児童数	5	7	11	0	0	0	23

### 【町田地域】 (単位:人)

		〇歳	1 歳	2歳	3歳	4 歳	5歳	合計
人口(A)		618	682	690	709	710	677	4,086
供給量(B)		96	195	278	695	911	895	3,070
	認可保育所	83	172	213	222	241	226	1,157
	家庭的保育	0	5	3	-	-	-	8
	認証保育所	13	18	17	9	7	6	70
	幼稚園	-	_	45	464	663	663	1,835
	-ズ量-供給量 3 - A )	<b>▲</b> 522	▲487	<b>▲</b> 412	<b>▲</b> 14	201	218	▲1,016
	<ul><li></li></ul>	15.5%	28.6%	40.3%	98.0%	128.3%	132.2%	75.1%
待村	幾児童数	8	30	19	0	0	1	58

【鶴川地域】 (単位:人)

		〇歳	1 歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
人口(A)		611	676	727	811	775	899	4,499
供	給量(B)	115	207	232	741	892	896	3,083
	認可保育所	96	164	201	210	211	213	1,095
	家庭的保育	4	13	11	ı	-	-	28
	認証保育所	15	30	20	13	6	6	90
	幼稚園	-	-	-	518	675	677	1,870
	- ズ量 - 供給量 B - A )	▲496	<b>▲</b> 469	▲495	<b>▲</b> 70	117	<b>▲</b> 3	<b>▲</b> 1,416
	頁・保育サービス 供 率	18.8%	30.6%	31.9%	91.4%	115.1%	99.7%	68.5%
待	幾児童数	1	18	10	1	1	1	32

【南地域】 (単位:人)

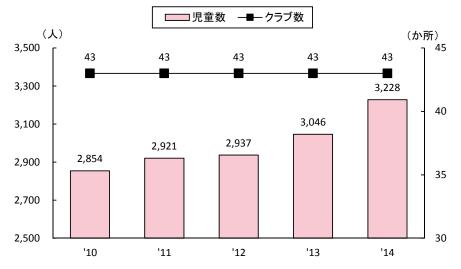
		〇歳	1 歳	2歳	3 歳	4歳	5歳	合計
人口(A)		795	900	859	967	1,004	974	5,499
供給量(B)		154	245	301	1,086	1,305	1,307	4,398
	認可保育所	142	216	259	288	279	282	1,466
	家庭的保育	1	10	12	-	ı	ı	23
	認証保育所	11	19	30	31	7	6	104
	幼稚園	1	ı	ı	767	1,019	1,019	2,805
ニーズ量ー供給量 ( B 一 A )		<b>▲</b> 641	<b>▲</b> 655	<b>▲</b> 558	119	301	333	▲1,101
教育・保育サービス 提 供 率		19.4%	27.2%	35.0%	112.3%	130.0%	134.2%	80.0%
待机	幾児童数	6	42	7	2	2	1	60

### (4) 学童保育クラブの入会児童数の推移

町田市の 2014 年現在における学童保育クラブ数は 43 か所、入会児童数は 3,228 人となっています。子どもの人口は年々減少していますが、入会児童数は増加傾向にあることが伺えます。

なお、町田市の学童保育クラブは、小学校1年生から3年生まで(障がいのある児童は6年生まで)の児童で入会基準を満たし、町田市が定める期間内に申請があれば、全員が入会できます。

### ■ 学童保育クラブの入会児童数の推移 ■

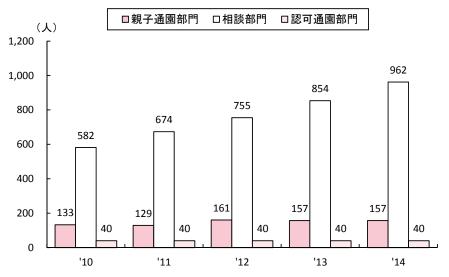


(注)各年4月1日現在である。

### (5) すみれ教室通園児童数の推移

発達に遅れや心配のある就学前の乳幼児への支援を目的としている、すみれ教室の通 園児童数は 2014 年現在で、親子通園部門 157 人、相談部門 962 人、認可通園部門 40 人となっており、相談部門は毎年増加傾向となっています。

### ■ すみれ教室通園児童数の推移 ■



### (6)特定12事業の事業実績

次世代育成支援対策推進法では行動計画の策定が義務付けられており、町田市では「町田市次世代育成支援対策推進後期行動計画\*」で12事業についての目標事業量を設定し、取り組んできました。その実績は以下のとおりです。

市 <b>光</b> 万		区分	目 標 値	実績値		
	事業名	目標単位	2014 年度	2010年度	2014 年度	
	①通常保育事業					
	│ │ )認可保育所	か所	60	53	67	
		人	5,578	4,702		
昼	ii )家庭的保育者	か所 人	20 92	6 24	17 79	
間			7	7	7	
帯	iii)認証保育所	人	269	280	304	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	か所	1	1	0	
	iv )保育室	人	12	12	0	
	②特定保育事業		<u> </u>	<u> </u>	_	
	○延長児奈東業	か所	60	55	68	
夜	③延長保育事業	人	5,578	4,927	6,077	
間	④夜間保育事業		_	_	_	
帯	   ⑤トワイライトステイ事業	か所	1	1	1	
	切下・フィ フィトスティ事業	人	5	5	5	
@ H	 大日保育事業	か所	1	1	1	
(O) 1/		人	20	20	20	
¬ √a	5児・病後児保育事業	か所	4	4	5	
(1) 1P.	3.几:粉皮儿体白手未	日数	4,704	4,704		
(R) fr	文課後児童健全育成事業	か所	43	43	43	
		定員(児童数)	3,665	2,854	3,228	
( †	9域子育て支援拠点事業 けロン型、ひろば型、センター 型、児童館型)	か所	33	22	37	
10	- 味 苔 か 仏 東 衆	か所	39	35	44	
⑩一時預かり事業		日数	57,330	30,880	90,250	
(11) >	/ョートステイ事業	か所	1	1	1	
		日数	438	438	438	
_	ファミリー・サポート・ 2ンター事業	か所	1	1	1	

# 第3章 計画の基本的な考え方

# 1. 基本理念

子ども・子育て支援新制度は、共働き家庭だけではなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。

町田市では、これまでに取り組んできた子ども・子育て支援の継続性を確保するため、 『町田市子どもマスタープラン』の基本理念を引き継ぐこととします。

また、計画は、待機児童解消のための計画にとどまらず、子どもの最善の利益を根幹に 捉えたものとします。新制度の実施にあたっては、保護者への「子育て支援」の視点のみ ならず、新制度の主役である「子ども」の育ちを最優先し、「子どもの最善の利益」の実 現に向け、子どもの視点に立った施策を推進します。

なお、現行の町田市子どもマスタープランは、2014年度末で終了することから子ども・ 子育て支援事業計画に内包することも検討しましたが、各計画の目的がわかりにくくなる ことから、それぞれに計画を策定することとしました。各計画では、この基本理念を主眼 に置き、それぞれの目標達成に向けて断続的に取組を進めていきます。

# 子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す

すべての子どもの心身ともに安全で健やかな成長を実現することは、現代社会の重要な課題です。人間としての基礎的な資質が作られるこの時期、大人と子どもの関わりのあり方は、子どもの生涯の充実した人生に大きく影響します。

また、子どもは現在の市民であるとともに、将来の市民社会の中核となる存在です。子どもを健やかに育み、豊かな市民性を培うことは、子どもの生涯を充実させるとともに、将来の市民社会の安定と発展のためにも必要なことです。

大人中心の暮らしや社会の価値を子どもの視点からも問い直し、子ども を支えていく社会をみんなで創り出します。

# 2. 基本方針

教育・保育提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を総合的に推進していくため、国の基本指針を踏まえ、次の方針を掲げ、取り組んでいきます。

#### 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します

○「子どもの権利条約\*」第3条第1項(※1)の規定に基づき、子どもを支援する際には、父母やその他の保護者、行政機関等ではなく、子どもの視点に立ち、子どもの利益を最優先で考慮します。

## 子ども一人ひとりの健やかな育ちを保障します

○子どもは日本の将来を担う存在であることから、障がいや疾病、虐待、貧困など社会的支援が必要な子どもやその家族を含め、全ての子ども及び子育て家庭を対象にして、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

#### 子育てについての第一義的責任は保護者にあるとのもと、必要な支援を提供します

○父母やその他の保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提とし、地域 や社会が保護者に寄り添い、子育てへの負担や不安、孤立感を和らげることを 通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親 としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じること ができるよう支援します。

### 質の高い幼児期の学校教育・保育\*、地域における多様な子ども・子育て支援を提供します

○子どもや子育て家庭の状況、地域の実情を踏まえ、妊娠・出産期からの切れ目のない支援や、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て 支援の量的拡充と質的改善を図り、提供します。

<sup>※1「</sup>児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と記されている。

## 家庭や学校、地域、職域などの協働による子ども・子育て支援に取り組みます

○未来の社会を創り、担う存在である子どもが大事にされ、健やかに成長できるよう、社会のあらゆる分野における全ての構成員が子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことができるよう取り組みます。

# 3. 事業体系

『子ども・子育て支援新制度』で目指す「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を図り、基本理念を実現するため、次の事業を展開します。

- 1. 教育•保育事業
  - ①幼稚園
  - ②保育所
  - ③認定こども園
  - ④地域型保育
- 2. 地域子ども・子育て支援事業
  - ①利用者支援事業(コンシェルジュ)
  - ②マイ保育園事業(子育てひろば)・地域子育て相談センター:地域子育て支援拠点事業
  - ③妊婦健康診查
  - ④こんにちは赤ちゃん訪問:乳児家庭全戸訪問事業
  - ⑤養育支援訪問事業
  - ⑥ショートステイ(宿泊保育)、トワイライトステイ(夜間保育):子育て短期支援事業
  - ⑦ファミリー・サポート・センター事業:子育て援助活動支援事業
  - ⑧幼稚園型一時預かり、一時保育(保育所):一時預かり事業
  - ⑨延長保育:時間外保育事業
  - ⑩病児・病後児保育:病児保育事業
  - ⑪学童保育クラブ事業:放課後児童健全育成事業
  - ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
  - ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

# 4. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業\*について、「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として「教育・保育提供区域\*」を設定することとしています。

区域の設定については、町田市全域を1区域として捉えることも小学校区の42区域に設定することもでき、それぞれメリット・デメリットがあります。例えば、区域の範囲を広くすると柔軟に施設を整備できますが、利用者の自宅から近い場所に教育・保育施設を確保することが困難になります。逆に、区域の範囲を狭くすると徒歩圏内に確保され利用しやすくなりますが、施設がある区域は定員が余り、ない区域では新たに整備することになり、既存施設の有効活用が困難になります。

そのため、町田市では区域数の多寡による効果を踏まえ、人口や地理的条件、交通事情、現在の教育・保育の利用状況等を総合的に勘案し、教育・保育事業については、各地域子育て相談センター\*をはじめとする子ども施策のいくつかで活用している5つの区域割りを教育・保育の提供単位として設定します。

なお、施設整備にあたっては、社会資源や子ども数の変化、財政状況を踏まえつつ、市 全体として柔軟に取り組むこととします。

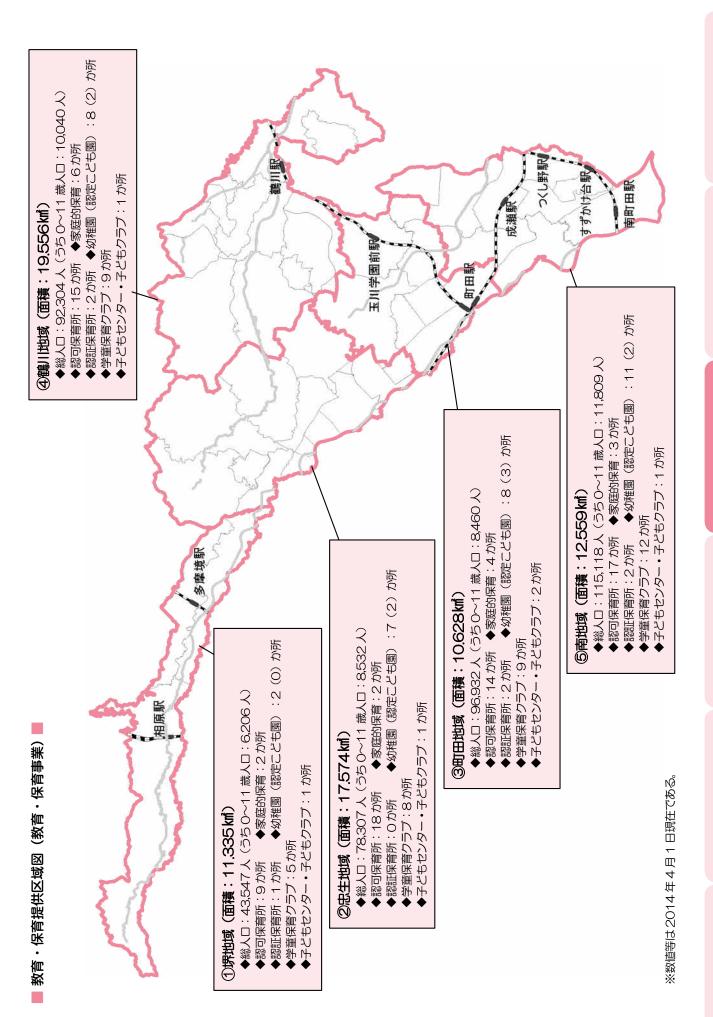
また、地域子ども・子育て支援事業については、次ページのとおり、事業ごとに教育・ 保育提供区域を定めることとします。

年齢	保育の必要性	認定区分※	利用施設	区域
0~2歳	あり	3号	保育所 認定こども園 地域型保育事業	
3~5歳	あり	2号	保育所 認定こども園	5地域
3,25 歲	なし	1 号	幼稚園 認定こども園	

- ※子ども・子育て支援新制度における教育・保育施設を利用するにあたっては、1号、2号、3号いずれかの認定を市から受ける必要があります。
  - 1 号認定(教育標準時間\*認定) : 満3歳以上
    - :満3歳以上の2号認定以外の子どもで、教育を希望する場合。
  - ◎ 2 号認定(保育標準時間\*認定) (保育短時間\*認定)
- :満3歳以上の子どもで、保護者の就労などにより 「保育の必要な理由」に該当し、保育所等での保育 を希望する場合。
- ◎ 3 号認定(保育標準時間認定) (保育短時間認定)
- :満3歳未満の子どもで、保護者の就労などにより 「保育の必要な理由」に該当し、保育所等での保育 を希望する場合。

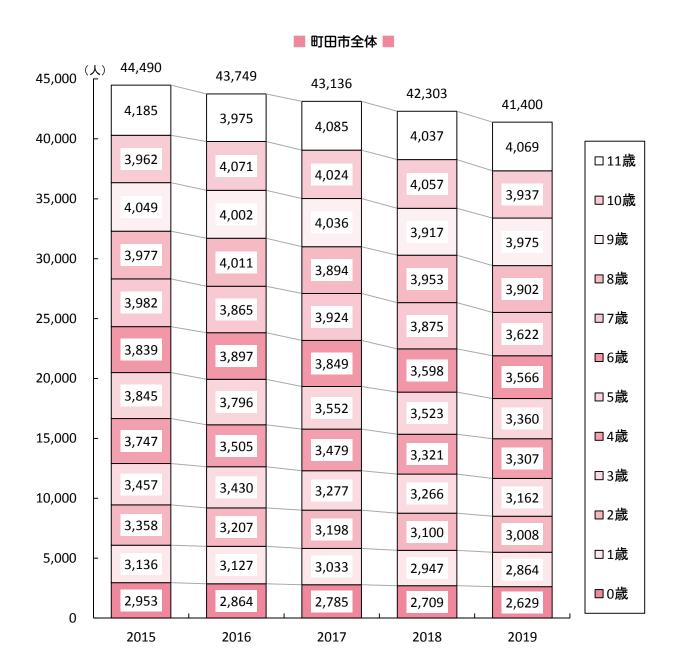
# 【地域子ども・子育て支援事業】

年齢	事業名	区域
〇歳~就学前まで	利用者支援事業(コンシェルジュ)	
〇歳~就学前まで	マイ保育園事業(子育てひろば)・地域子育て相談センター事業:地域子育て支援拠点事業	
妊婦(年齢制限なし)	妊婦健康診査	
生後4か月を迎えるまで (の出生世帯)	こんにちは赤ちゃん訪問:乳児家庭全戸訪問 事業	
○歳~18歳まで	養育支援訪問事業	
2歳~12歳	ショートステイ(宿泊保育)、トワイライトステイ(夜間保育):子育て短期支援事業	
生後3か月~12歳まで	ファミリー・サポート・センター事業:子育 て援助活動支援事業	全域
生後8週間~就学前まで	幼稚園型一時預かり、一時保育(保育所):一 時預かり事業	
生後8週間~就学前まで	延長保育:時間外保育事業	
病児:生後4か月〜小学校 2年生まで 病後児:1歳〜小学校3年 生まで	病児・病後児保育:病児保育事業	
小学校1年生~3年生まで (障がいのある児童は4年 生以上も対象)	  学童保育クラブ事業:放課後児童健全育成事  業	
0~5歳、1~6年生	実費徴収に係る補足給付を行う事業	
_	多様な主体が本制度に参入することを促進す るための事業	



# 5. 人口推計

町田市の0歳~11歳の今後の子どもの人口は次のとおりになると推計されます。この推計値に基づき、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出しています。



(注)四捨五入の関係で、各年齢別人口を積み上げても合計と一致しない場合がある。

### ■ 5地域別人□ ■

#### 【堺地域】

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
O歳	388	387	386	383	377
1歳	454	434	431	431	425
2歳	469	483	460	458	457
3歳	496	493	507	485	480
4歳	531	510	506	522	496
5歳	560	548	525	523	537
6歳	519	581	567	546	540
7歳	588	528	590	577	554
8歳	623	598	536	601	586
9歳	567	626	601	540	603
10歳	536	573	633	609	545
11歳	535	534	571	631	606
合 計	6,266	6,296	6,314	6,306	6,208

#### 《地区の概況》

堺地域は、町田市の北西部に位置し、東西に細長く、大戸緑地や丘陵地の緑豊かな景観が見られます。一方で、多摩境駅を中心に、開発整備が進み商業施設が建ち並んでいます。

(注)四捨五入の関係で、各年齢別人口を積み上げても合計と一致しない場合がある。

【忠生地域】 (人)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
O歳	568	545	523	500	482
1歳	560	604	581	557	531
2歳	606	584	630	605	580
3歳	641	615	592	639	613
4歳	700	653	625	603	650
5歳	773	714	665	638	615
6歳	750	792	731	682	653
7歳	794	760	803	742	691
8歳	735	799	765	808	746
9歳	800	743	808	773	817
10歳	756	805	748	813	778
11歳	774	761	811	754	819
合 計	8,457	8,376	8,283	8,113	7,975

#### 《地区の概況》

忠生地域は、町田市の西側に位置し、地域内には大規模な中高層住宅団地があり、区画整理が行われた住宅地が広がっています。一方で起伏のある丘陵など、まだ緑が多く残されています。

<sup>(</sup>注)四捨五入の関係で、各年齢別人口を積み上げても合計と一致しない場合がある。

【町田地域】 (人)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
O歳	596	580	567	552	534
1歳	639	616	599	584	569
2歳	675	632	609	591	576
3歳	698	682	637	613	595
4歳	716	704	687	641	617
5歳	720	725	713	695	648
6歳	670	712	717	703	686
7歳	707	669	710	715	701
8歳	710	700	663	703	707
9歳	714	713	703	665	705
10歳	702	712	711	700	662
11歳	740	706	715	714	703
合計	8,288	8,149	8,032	7,877	7,704

#### 《地区の概況》

町田地域は、町田市の中心に位置する地域で、小田急小田原線とJR横浜線が交差し、その周辺を中心に一大広域商業拠点が形成されています。一方で、駅周辺から少し離れると住宅地が多く見られます。

(注)四捨五入の関係で、各年齢別人口を積み上げても合計と一致しない場合がある。

【鶴川地域】 (人)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
O歳	631	608	586	570	553
1歳	644	662	638	616	598
2歳	692	657	675	651	627
3歳	742	704	667	687	662
4歳	821	749	710	673	693
5歳	782	826	753	714	677
6歳	908	788	832	759	720
7歳	885	913	792	837	763
8歳	909	891	919	797	842
9歳	906	915	896	924	801
10歳	953	916	924	905	934
11歳	980	951	913	922	903
合 計	9,851	9,579	9,307	9,054	8,773

#### 《地区の概況》

鶴川地域は、町田市の北東部に位置し、緑豊かな丘陵の尾根に囲まれた住宅地や、里山や谷戸の田園風景が見られます。一方で大型団地があり、大規模な宅地開発が行われています。

<sup>(</sup>注)四捨五入の関係で、各年齢別人口を積み上げても合計と一致しない場合がある。

【南地域】 (人)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
O歳	770	743	722	704	682
1歳	839	810	784	759	740
2歳	916	851	825	795	769
3歳	880	937	873	843	812
4歳	981	889	950	882	851
5歳	1,009	983	895	952	883
6歳	992	1,025	1,001	909	967
7歳	1,008	996	1,029	1,005	911
8歳	1,000	1,023	1,011	1,044	1,020
9歳	1,063	1,005	1,028	1,016	1,049
10歳	1,015	1,065	1,008	1,030	1,018
11歳	1,156	1,024	1,075	1,016	1,038
合 計	11,628	11,350	11,200	10,953	10,741

## 《地区の概況》

南地域は、町田市の南部に位置し、町田街道や恩田川を中心に平坦な土地に住宅地の町並みが広がります。また、国道や高速道路などの交通の結節点には、近年集合住宅等が建設されています。

(注)四捨五入の関係で、各年齢別人口を積み上げても合計と一致しない場合がある。

# 第4章 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期

待機児童解消や多様な保育・教育ニーズへの対応を図るため、幼稚園、認可保育所、認 定こども園、家庭的保育者、小規模保育所\*を整備します。

# 1. 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

幼稚園及び認定こども園の対象としては、1 号認定者が基本となります。1 号認定とは、  $3\sim 5$  歳で保育の必要性がなく、学校教育のみを希望する子どもになります。さらに、 2 号認定者の一部についても対象となります。 2 号認定とは、  $3\sim 5$  歳で保育の必要性がある子どもですが、その中でも幼児期の学校教育の希望が強い子どもが対象となっています。

保育所、認定こども園、地域型保育事業\*等の対象としては、2号認定者のうち、幼児期の学校教育の希望が強い子どもを除いた人、及び3号認定者になります。3号認定とは、 $0\sim2$ 歳で保育の必要性がある子どもになります。さらに3号認定については、0歳と1、2歳に区分して定めることとなっています。

地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育\*事業、事業 所内保育\*事業の4事業を指し、小規模保育事業はA型、B型、C型に分かれます。

教育・保育を	〇認可幼稚園 4時間
提供する施設	○認定こども園 教育時間のみ:4時間 保育時間含む:11時間
の利用時間	○認可保育所 11時間
	○家庭的保育者 8時間
	○認証保育所 * 13時間
費用	保護者の所得に応じた額(応能負担)
	施設型給付*を受けない施設については施設が定める額
施設数	認可幼稚園 27園 認定こども園 9園 認可保育所 67園
	家庭的保育者 19名 認証保育所 7園 ※2014年10月1日現在

《対象年齢》 0歳~5歳であるが、認定区分により以下のとおりに分かれる

1号認定: 3~5歳(保育の必要性なし) 2号認定: 3~5歳(保育の必要性あり) 3号認定: 0~2歳(保育の必要性あり)

《区 域》 5区域(堺・忠生・町田・鶴川・南)

# 《量の見込み》

# (1)市全体

				2号	認定	3号	認定
			1号認定	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	〇歳	1~2歳
2	①ニーズ量	ニーズ量	6,810	432	3,614	618	2,354
2 0 1		計		7,242	3,614	618	2,354
- 4 年 度	_	幼稚園・保育所・認定こども園		8,935	3,525	521	1,995
	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		0	0	7	72
実績	の内容	認証保育所		0	101	45	158
績		計 - (のの)		8,935	3,626	573	2,225
	過不足	Z (2-1)		1,693	12	<b>▲</b> 45	<b>▲</b> 129
2	①ニーズ量	ニーズ量	7,004	1,057	3,019	645	3,175
2015年度	<b>)</b> - / =	計		8,061	3,019	645	3,175
5 年	_	幼稚園・保育所・認定こども園		9,095	3,705	544	2,202
	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		0	0	8	81
(1年目)	の内容	認証保育所		0	77	39	158
		計		9,095	3,782	591	2,441
	過不足			1,034	763	<b>▲</b> 54	<b>▲</b> 734
2	①ニーズ量	ニーズ量	6,792	1,028	2,922	627	3,104
2016年度	<b>⊕</b> = ∧ <b>±</b>	計		7,820	2,922	627	3,104
6 年		幼稚園・保育所・認定こども園		9,095	3,843	565	2,292
	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		0	0	8	81
(2年目)	の内容	認証保育所		0	60	33	141
		計 - (の の)		9,095	3,903	606	2,514
	過不足			1,275	981	<b>▲</b> 21	<b>▲</b> 590
2	①ニーズ量	ニーズ量	6,539	981	2,800	612	3,061
0	<u> </u>	<u></u>		7,520	2,800	612	3,061
2017年度	o - 1	幼稚園・保育所・認定こども園		9,095	3,861	586	2,376
	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		0	0	20	105
(3年目)	の内容	認証保育所		0	60	33	141
	\	計		9,095	3,921	639	2,622
	過不足	2 (2-1)	1	1,575	1,121	27	<b>▲</b> 439
2	①ニーズ量	ニーズ量	6,412	967	2,764	595	2,968
2018年度	- · · · · ·	計		7,379	2,764	595	2,968
20年	□ Tr □ T	幼稚園・保育所・認定こども園		9,095	3,921	592	2,441
	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		0	0	26	117
(4年目)	の内容	認証保育所		0 005	60	33	141
₿	\G <del></del> _	計		9,095	3,981	651	2,699
	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	Z (2-1)	0.000	1,716	1,217	56 577	<b>▲</b> 269
2	①ニーズ量	ニーズ量	6,226	933	2,692	577	2,882
2019年度		言士 (小雅男・伊奈郎・翌中に ドナ男		7,159	2,692	577	2,882
年		幼稚園・保育所・認定こども園		9,095	3,921	598	2,505
<b>反</b>	②確保	家庭的保育者・小規模保育所		0	0	32	129
(5年目)	の内容	認証保育所		0.005	60	33	141
	<u>````</u>	計 E(②-①)		9,095	3,981	663	2,775
	<b>迴</b> 个人	E (&-U)		1,936	1,289	86	<b>▲</b> 107

# (2)地域別

# ①堺地域

				2号	認定	3号	認定
			1号認定	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	〇歳	1~2歳
2	①ニーズ量	ニーズ量	485	0	448	74	282
201		計		485	448	74	282
4		幼稚園・保育所・認定こども園		460	433	63	221
- 4 年 度	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		0	0	0	10
(実績)	の内容	認証保育所		0	10	6	24
績		計		460	443	69	255
	過不足	Z (2-1)		<b>▲</b> 25	<b>▲</b> 5	<b>▲</b> 5	<b>▲</b> 27
2	①ニーズ量	ニーズ量	960	77	495	101	421
2015年度	<b>)</b> = , , <u>=</u>	計		1,037	495	101	421
5 年		幼稚園・保育所・認定こども園		640	446	75	221
度	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		0	0	1	14
(1年目)	の内容	認証保育所		0	10	6	24
	,	計		640	456	82	259
	過不足			▲397	▲39	▲19	<b>▲</b> 162
2	①ニーズ量	ニーズ量	937	76	484	101	419
2016年度		計 (17)(日 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (		1,013	484	101	419
6年	@ T# /D	幼稚園・保育所・認定こども園		640	506	81	255
度(	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		0	0	1	14
(2年目)	の内容	認証保育所		0	10	6	24
	\@ <del></del> [	<u></u>		640	516	88	293
	過不足		004	<b>▲</b> 373	32	<b>▲</b> 13	<b>▲</b> 126
2	①ニーズ量	ニーズ量	931	68	465	101	407
1		計		999	465	101	407
2017年度	<i>⊙ ™</i> /□	幼稚園・保育所・認定こども園		640	500	96 7	275
()	②確保 の内容	家庭的保育者·小規模保育所 認 証 保 育 所		0	0 10	6	26 24
(3年目)		計		640	510	109	325
	温 不 5	E (2-1)		<u> </u>	45	8	<u>323</u> <b>≜</b> 82
	/型 1.7	ニーズ量	925	76	477	100	406
2	①ニーズ量		920	1,001	477	100	406
2018年度		幼稚園・保育所・認定こども園		640	500	96	275
年度	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		0+0	0	7	26
4	の内容	認証保育所		0	10	6	24
(4年目)	9515	計		640	510	109	325
	過不足	Z (2-1)		<b>▲</b> 361	33	9	<u> </u>
		ニーズ量	914	74	472	98	402
2019年度	①ニーズ量	計	0,1	988	472	98	402
9		幼稚園・保育所・認定こども園		640	500	96	275
年 度	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		0	0	7	26
5	の内容	認証保育所		0	10	6	24
(5年目)		計		640	510	109	325
	過不足	Z (2-1)		<b>▲</b> 348	38	11	<b>▲</b> 77
		-					

# ②忠生地域

				2号認定		3号認定	
			1号認定	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	〇歳	1~2歳
2	①ニーズ量	ニーズ量	1,502	125	934	150	595
201		計		1,627	934	150	595
- 4 年 度	_	幼稚園・保育所・認定こども園		2,010	920	137	549
度	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		0	0	2	13
(実績)	の内容	認証保育所		0	0	0	0
績	,	計		2,010	920	139	562
	過不足	1		383	<b>▲</b> 14	<b>▲</b> 11	<b>▲</b> 33
2	①ニーズ量	ニーズ量	1,209	126	708	98	703
2015年度	<b>)</b> = , \( \( \mathre{\pi} \)	計		1,335	708	98	703
5 年	_	幼稚園・保育所・認定こども園		2,080	932	125	613
	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		0	0	2	8
(1年目)	の内容	認証保育所		0	0	0	30
₿		計		2,080	932	127	651
	過不足			745	224	29	<b>▲</b> 52
2	①ニーズ量	ニーズ量	1,132	117	663	94	717
2016年度	<b>)</b> = , \( \( \( \) \) =	計		1,249	663	94	717
6 年	o	幼稚園・保育所・認定こども園		2,080	932	125	613
度(	②確保 の内容	家庭的保育者•小規模保育所		0	0	2	8
(2年目)		認証保育所		0	0	0	30
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	計		2,080	932	127	651
	過不足			831	269	33	<b>▲</b> 66
2	①ニーズ量	ニーズ量	1,077	111	630	90	730
2017年度		<b>=</b>		1,188	630	90	730
生	@ T# /D	幼稚園・保育所・認定こども園		2,080	932	125	613
度()	②確保	家庭的保育者・小規模保育所		0	0	2	8
(3年目)	の内容	認証保育所		0	0	0	30
	\@ <del></del> [	計 7.(② ④)		2080	932	127	651
			4.075	892	302	37	<b>▲</b> 79
2	①ニーズ量	ニーズ量	1,075	112	630	86	701
1				1,187	630	86	701
2018年度		幼稚園・保育所・認定こども園 家庭的保育者・小規模保育所		2,080	932	125	644 8
įς Ω	②確保 の内容	家庭的保育者・小規模保育所認証保育所保証。 記述 保育 所		0 0	0	2	
(4年目)	어센슘	認証保育所		2,080	932	127	30 682
╚	海不马	<u> </u>		2,080 893	302	41	<u>68∠</u> ▲19
	<b>旭</b> 1、7	ニーズ量	1,073	111	628	83	671
2	①ニーズ量	計	1,073	1,184	628	83	671
2019年度(5年目)		幼稚園・保育所・認定こども園		2,080	932	125	644
年度	②確保	家庭的保育者・小規模保育所		2,080	932	123	8
3 (5	の内容	認証保育所		0	0	0	30
賃	בי ניין כיי			2,080	932	127	682
	温不 5	<u> </u>		896	304	44	11
	√⊒ . I , Y		l	000	1 00+	77	1 1

# ③町田地域

2号認定 3号認见					認定		
			1号認定	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	〇歳	1~2歳
2	①ニーズ量	ニーズ量	1,219	162	649	101	444
201		計		1,381	649	101	444
- 4 年 度	_	幼稚園・保育所・認定こども園		1,790	689	83	385
度	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		0	0	0	8
(実績)	の内容	認証保育所		0	22	13	35
績		計		1,790	711	96	428
	過不足	1		409	62	<b>▲</b> 5	<b>▲</b> 16
2	①ニーズ量	ニーズ量	1,285	336	644	228	713
2015年度		計		1,621	644	228	713
5 年	_	幼稚園・保育所・認定こども園		1,700	736	98	477
度(	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		0	0	0	8
(1年目)	の内容	認証保育所		0	22	13	35
		計		1,700	758	111	520
	過不足			79	114	<b>▲</b> 117	▲193
2	①ニーズ量	ニーズ量	1,256	329	631	222	676
Ō 1		計		1,585	631	222	676
2016年度		幼稚園・保育所・認定こども園		1,700	776	113	502
	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		0	0	0	8
( ) ( )	の内容	認証保育所		O	5	7	18
(2年目)		計		1,700	781	120	528
	過不足	Z (2-1)		115	150	<b>▲</b> 102	<b>▲</b> 148
2	①ニーズ量	ニーズ量	1,227	320	615	217	655
2017年度		計		1,547	615	217	655
Ż		幼稚園・保育所・認定こども園		1,700	790	113	502
	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		O	0	6	20
(の年目)	の内容	認証保育所		0	5	7	18
		計		1,700	795	126	540
	過不足	呈 (②一①)		153	180	▲91	<b>▲</b> 115
2	①ニーズ量	ニーズ量	1,173	307	589	211	637
2018年度		計		1,480	589	211	637
· 年		幼稚園・保育所・認定こども園		1,700	850	119	536
度	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		0	0	6	20
(4年目)	の内容	認証保育所		0	5	7	18
		計		1,700	855	132	574
	過不足	呈 (②一①)		220	266	<b>▲</b> 79	<b>▲</b> 63
2	①ニーズ量	ニーズ量	1,119	293	562	204	621
Ó		計		1,412	562	204	621
2019年度		幼稚園・保育所・認定こども園		1,700	850	119	536
度	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		0	0	12	32
( <u>5</u>	の内容	認証保育所		0	5	7	18
(5年目)		計		1,700	855	138	586
	過不足	足(2-1)		288	293	<b>▲</b> 66	<b>▲</b> 35

# ④鶴川地域

				2号	認定	3号	認定
			1号認定	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	〇歳	1~2歳
2	①ニーズ量	ニーズ量	1,267	114	664	124	459
2014年度		計		1,381	664	124	459
4		幼稚園・保育所・認定こども園		1,870	634	96	365
	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		0	0	4	24
(実績)	の内容	認証保育所		0	25	15	50
績		計		1,870	659	115	439
	過不足	2(2-1)		489	<b>▲</b> 5	▲9	<b>▲</b> 20
2	①ニーズ量	ニーズ量	1,560	256	549	134	629
2015年度(1年目)		計		1,816	549	134	629
5 年		幼稚園・保育所・認定こども園		1,870	699	101	396
度(	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		0	0	4	24
	の内容	認証保育所		0	1	9	20
₿		計		1,870	700	114	440
	過不足	2(2-1)		54	151	▲20	<b>▲</b> 189
2	①ニーズ量	ニーズ量	1,518	249	533	129	621
2016年度(2年目)	① <b>-</b> 八星	計		1,767	533	129	621
6年	_	幼稚園・保育所・認定こども園		1,870	719	101	427
度(	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		0	0	4	24
(全)	の内容	認証保育所		0	1	9	20
₿		計		1,870	720	114	471
	過不足			103	187	<b>▲</b> 15	<b>▲</b> 150
2	①ニーズ量	ニーズ量	1,418	233	498	125	619
2017年度	<u> </u>	計		1,651	498	125	619
7 年	_	幼稚園・保育所・認定こども園		1,870	729	107	460
度(	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		0	0	4	24
(の年目)	の内容	認証保育所		0	1	9	20
		計 - (のの)		1,870	730	120	504
	過不足			219	232	<b>▲</b> 5	<b>▲</b> 115
2	①ニーズ量	ニーズ量	1,381	227	486	121	597
2018年度	<u></u>	= <del>+</del>		1,608	486	121	597
8年	@ T# 15	幼稚園・保育所・認定こども園		1,870	729	107	460
度()	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		0	0	10	36
(4年目)	の内容	認証保育所		0	1	9	20
	\G <del></del> _	計		1,870	730	126	516
	過不足		1.050	262	244	5	<b>▲</b> 81
2	①ニーズ量	ニーズ量	1,352	222	476	118	578 570
1		は		1,574	476	118	578
9年		幼稚園・保育所・認定こども園		1,870	729	107	491
度()	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		0	0	10	36
2019年度(5年目)	の内容	認証保育所		0	1	9	20
₿	\G <del></del>	<u> </u>		1,870	730	126	547
	<b>迪</b> 个 以	2(2-1)		296	254	8	<b>▲</b> 31

# ⑤南地域

				2号	認定	3号	認定
				幼児期の			
			1号認定	学校教育の利用系	左記以外	〇歳	1~2歳
				の利用希 望が強い			
		ニーズ量	2,337	31	919	169	574
201	①ニーズ量	計	2,001	2,368	919	169	574
1 4		幼稚園・保育所・認定こども園		2,805	849	142	475
4 年 度	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		0	0	1	17
	の内容	認証保育所		0	44	11	49
(実績)		計		2,805	893	154	541
	過不足	2(2-1)		437	<b>▲</b> 26	<b>▲</b> 15	<b>▲</b> 33
2	①ニーズ量	ニーズ量	1,990	262	623	84	709
2015年度		計		2,252	623	84	709
5 年	o	幼稚園・保育所・認定こども園		2,805	892	145	495
	②確保	家庭的保育者・小規模保育所		0	0	1	27
(1年目)	の内容	認証保育所		0	44	11	49
	\@ <del></del>	<b>i</b>		2,805	936	157	571
	過不足		1.010	553	313	73	<b>▲</b> 138
2	①ニーズ量	ニーズ量 計	1,949	257	611 611	81 81	671
1		・		2,206 2,805	910	145	671 495
2016年度	②確保	家庭的保育者・小規模保育所		2,803	910	143	27
2	の内容	認証保育所		0	44	11	49
(2年目)	07 13 🗀	計		2,805	954	157	571
	過不足			599	343	76	<b>▲</b> 100
		ニーズ量	1,886	249	592	79	650
2017年度	①ニーズ量	計		2,135	592	79	650
<u> </u>		幼稚園・保育所・認定こども園		2,805	910	145	526
度	②確保	家庭的保育者•小規模保育所		0	0	1	27
(3年目)	の内容	認証保育所		O	44	11	49
直		計		2,805	954	157	602
	過不足	2 (2-1)		670	362	78	<b>▲</b> 48
2	①ニーズ量	ニーズ量	1,858	245	582	77	627
2018年度	) — <b>/ =</b>	= <del>+</del>		2,103	582	77	627
9年	□ T# /□	幼稚園・保育所・認定こども園		2,805	910	145	526
度	②確保	家庭的保育者・小規模保育所		0	0	1	27
(4年目)	の内容	認 証 保 育 所       計		0	44	11 157	49
	海不見	<u> </u>		2,805 702	954 372	80	602 <b>▲</b> 25
	旭 小人	ニーズ量	1,768	233	554	74	610
2	①ニーズ量	<u>ーーク里</u> 計	1,700	2,001	554	74	610
2019年度		幼稚園・保育所・認定こども園		2,805	910	151	559
年度	②確保	家庭的保育者・小規模保育所		2,000	0	1	27
	度 (5年 目)	認証保育所		0	44	11	49
年目		計		2,805	954	163	635
	過不足	Z (2-1)		804	400	89	25

### 《確保の内容\*及び実施時期》

#### く市全体>

## 2014年度整備 (2015年度4月開所)

幼稚園1園

認定こども園2園

認可保育所1園

認可保育所(低年齢児のみ)2園

認可保育所へ移行1園

認可保育所分園整備1園

※2014年度中に開所した園も含む

## 2015年度整備 (2016年度4月開所)

認定こども園1園

認可保育所1園

既存保育所增改築1園

## 2016年度整備 (2017年度4月開所)

認定こども園1園

既存保育所増改築1園

認可保育所(低年齢児のみ)1園

地域型保育所2園

#### 2017年度整備 (2018年度4月開所)

認定こども園1園

認可保育所1園

地域型保育所1園

#### 2018年度整備 (2019年度4月開所)

認定こども園1園

認可保育所(低年齢児のみ)1園

地域型保育所1園

#### く地域別>

各施設、整備年度の翌年度4月に開所

#### (1) 堺地域

- 2014年度整備…幼稚園1園
- 2015年度整備…認可保育所1園
- 2016年度整備…地域型保育所1園、既存保育所増改築1園

### (2) 忠生地域

- 2014年度整備…認可保育所(低年齢児のみ)1園、認定こども園1園
- 2017年度整備…認定こども園1園

#### (3) 町田地域

- 2014年度整備…認可保育所1園、認可保育所(低年齢児のみ)1園、認定こども園1園
- 2015年度整備…既存保育所増改築1園
- 2016年度整備…地域型保育所1園
- 2017年度整備…認可保育所1園
- 2018年度整備…地域型保育所1園

#### (4) 鶴川地域

- 2014年度整備…認可保育所へ移行1園
- 2015年度整備…認定こども園1園
- 2016年度整備…認可保育所(低年齢児のみ)1園
- 2017年度整備…地域型保育所1園
- 2018年度整備…認定こども園1園

#### (5) 南地域

- 2014年度整備…認可保育所分園整備1園
- 2016年度整備…認定こども園1園
- 2018年度整備…認可保育所(低年齢児のみ)1園

- ・二ーズ調査の結果を考慮するとともに、実際の待機児童の状況に即して整備を行うため、必要に応じて事業計画の見直しを行い、もっとも適当な時期により効果的な教育・保育施設の確保に取り組み、待機児童を解消します。
- ・3歳未満と3歳以上の定員の過不足に差が生じているため、既存の施設については3歳未満を増やし、3歳以上の定員を抑える方策も検討していきます。
- ・保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図ります。

# 2. 地域子ども・子育て支援事業

地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する 13 の事業です。保護者の状況に関わらず、すべてのお子さんに必要な支援を充実させます。なお、「確保の内容」については、各年度4月に市が確保している供給量です。

## (1) 利用者支援事業(コンシェルジュ)

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

《対 象 年 齢》 0歳~就学前まで

《提供区域》全域、あるいは5区域

《確保方策の単位》 利用者支援事業実施施設数(か所数)

《量の見込み》

	2014年度 (実績)	2015年度 (1年目)	2016年度 (2年目)	2017年度 (3年目)	2018年度 (4年目)	2019 年度 (5 年目)
利用者支援事業 実施か所	О	1	6	6	6	6

#### 《確保の内容及び実施時期》

- ・2015年度から、新たに市庁舎窓口で実施します。
- ・2016年度以降は、市庁舎のほか、地域子育て相談センター5か所を新たに加え、計6か所で実施します。

- ・2015年度は、市庁舎窓口で保育サービス利用に対する相談業務、保育所入所待機児 童への支援、保育資源・保育サービスの情報収集・提供業務に取り組みます。
- ・2016年度以降は、地域子育て相談センターにおいて地域別の詳細な保育資源・保育 サービス等の情報収集・提供を行います。また、市庁舎窓口との情報共有を行うこ とにより、サービス向上とともに提供窓口の拡充を図ります。

## (2) マイ保育園事業(子育てひろば)・地域子育て相談センター事業

### : 地域子育て支援拠点事業

保育所が乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

《対 象 年 齢》 0歳~就学前まで

《提供区域》 全域

《確保方策の単位》 年間受入可能人数 (人/日)

《量の見込み》

		2014年度 (実績)	2015年度 (1年目)	2016年度 (2年目)	2017年度 (3年目)	2018年度 (4年目)	2019 年度 (5年目)
①ニーズ量 (年間延利用人数)		48,168	133,152	129,672	127,164	123,468	119,880
	施設数	59	61	61	61	61	61
②確保 の内容	年間受入 可能人数	135,850	139,150	139,150	139,150	139,150	139,150
過不足(②-①)		87,682	5,998	9,478	11,986	15,682	19,270

#### 《確保の内容及び実施時期》

- ・2014年度は、実績がニーズ量\*を充足しています。
- ・今後5年間については、事業の推進により利用増を見込んでいますが、少子化に伴いニーズ量も減少することから、2014年度の年間受入人数を確保することによりニーズが充足されます。なお、2015年度に事業を実施する施設が2か所増えるため、確保量は増加します。

- ・事業への職員配置・施設規模等により、子育てひろばの実施日数が週3日以下である施設が3割程度あることから、実施施設の体制を強化するなどし、実施日及び実施施設の増を図ります。
- ・地域子育て相談センターを中心に、在宅で育児をしている家庭が身近な保育所に登録し、育児相談や交流、子育て支援情報などの支援を受けることのできる「マイ保育園事業」を推進します。また、併せてアウトリーチ(出張子育て相談等)による支援体制の拡充を図ります。

## (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の 把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた 医学的検査を実施する事業です。

《対 象 年 齢》 妊婦(年齢制限なし)

《提供区域》 全域

《確保方策の単位》 年間延べ利用人数(人回/年)

《量の見込み》

		2014年度 (実績)	2015年度 (1年目)	2016年度 (2年目)	2017年度 (3年目)	2018年度 (4年目)	2019 年度 (5年目)
妊娠	届出人数	3,085	3,088	2,955	2,913	2,833	2,749
妊婦	1 🗆 🗎	3,085	3,088	2,955	2,913	2,833	2,749
健診	2~14 🛛 🗏	40,105	41,014	38,415	37,869	36,829	35,737
受診	妊婦超音波 検査	3,085	3,088	2,955	2,913	2,833	2,749
数数	合 計	46,275	47,190	44,325	43,695	42,495	41,235

#### 《確保の内容及び実施時期》

- ・妊婦健診は、届出をした妊婦が全員受診することができます。
- ・今後5年間については、妊娠届出人数が2015年度に一時的に増加しますが、それ以降、少子化に伴い減少することから、確保量を減らしていきます。

- ・妊娠届出人数の中には里帰り出産、転居等の理由から町田市発行の受診票を使用しない場合があります。なお、里帰り等で、市外の医療機関を利用した場合は里帰り等助成金制度にて、負担軽減を図ります。
- ・事業の啓発活動を引き続き行い、妊婦の健康保持・増進を図ります。
- ・町田市発行の受診票が使用できる都外の医療機関数を増やすなど、利便性の向上を 図ります。

### (4) こんにちは赤ちゃん訪問:乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

《対 象 年 齢》 生後4か月を迎えるまで(の出生世帯)

《提供区域》全域

《確保方策の単位》 訪問指導人数(人)

《量の見込み》

	2014年度(実績)	2015年度 (1年目)	2016年度 (2年目)	2017年度 (3年目)	2018年度 (4年目)	2019 年度 (5年目)
出生数	2,950	2,953	2,864	2,785	2,709	2,629
①ニーズ量 (訪問希望者)	2,360	2,362	2,291	2,228	2,167	2,103
②確保の内容 (訪問指導人数)	2,360	2,362	2,291	2,228	2,167	2,103

#### 《確保の内容及び実施時期》

- ・訪問は、家庭から提出される出生通知票により訪問希望の有無を確認し、希望する家庭のみ訪問します。出生数の約8割になります。
- ・出生数の約2割は、生後4か月過ぎまで里帰りをしていた家庭、出産後に転居した家庭、訪問を希望しない家庭、出生通知票未提出者となり、訪問対象外になります。
- ・今後5年間については、ニーズ量が2015年度に一時的に増加しますが、それ以降、 少子化に伴い減少することから、訪問指導人数の確保量を減らしていきます。

#### 《今後の事業等の進め方》

・今後、出生通知票で訪問希望の有無を確認し訪問を実施するプロセスを見直し、出生通知票未提出者に対し、訪問希望の有無に関わらず実施できるよう検討を進めます。

## (5)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

《対 象 年 齢》 0歳~18歳まで

《提供区域》 全域

《確保方策の単位》 養育支援訪問事業利用人数(人)

《量の見込み》

	2014年度 (実績)	2015年度 (1年目)	2016年度 (2年目)	2017年度 (3年目)	2018年度 (4年目)	2019年度 (5年目)
養育支援訪問事業 利用人数	2	6	6	6	9	6

### 《確保の内容及び実施時期》

- ・利用者の希望に応じて実施する事業ではなく、子ども家庭支援センター\*が必要な 家庭に対して訪問しています。
- ・今後5年間については、2014年度実績を上回る利用可能な人数枠を確保します。

### 《今後の事業等の進め方》

・関係機関の連携強化を図るとともに、健康課の実施する乳児家庭全戸訪問事業で特に支援の必要な家庭を把握し、子ども家庭支援センターが訪問による養育に関する 指導・助言を行います。

# (6)ショートステイ(宿泊保育)、トワイライトステイ(夜間保育):子育て 短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった 児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助 事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))です。

《対 象 年 齢》 2歳~12歳まで

《提供区域》 全域

《確保方策の単位》 年間延べ利用人数(人日/年)

《量の見込み》

		2014年度 (実績)	2015年度(1年目)	2016年度(2年目)	2017年度 (3年目)	2018年度 (4年目)	2019年度(5年目)
①ニーズ量		410	1,419	1,379	1,338	1,306	1,269
	施設数	1	1	1	1	1	1
0.51.15	ショート ステイ	2,190	2,190	2,190	2,190	2,190	2,190
②確保 の内容	トワイラ イトステ イ	1,825	1,825	1,825	1,825	1,825	1,825
	合 計	4,015	4,015	4,015	4,015	4,015	4,015
過不足(②-①)		3,605	2,596	2,636	2,677	2,709	2,746

#### 《確保の内容及び実施時期》

- ・2014 年度は、ショートステイ・トワイライトステイともに、実績がニーズ量を上回っています。
- ・今後5年間については、2015年度にニーズ量が一時的に増加しますが、2014年度の 年間延べ利用人数を確保することによりニーズが充足されます。

#### 《今後の事業等の進め方》

・引き続き、保護が必要な児童の支援を実施していきます。

## (7) ファミリー・サポート・センター事業:子育て援助活動支援事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

《対象年齢》 依頼会員:市内に在住または在勤の人で、生後3か月~12歳ま

での子どもを持つ人

援助会員:市内に在住の人で、20歳以上の心身ともに健康で、

子育てに意欲のある人

《提供区域》 全域

《確保方策の単位》 年間延べ利用人数(人日/年)

《量の見込み》

		2014年度 (実績)	2015年度 (1年目)	2016年度(2年目)	2017年度 (3年目)	2018年度 (4年目)	2019年度 (5年目)
	低学年	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
①ニーズ量	高学年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	合 計	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
②確保	低学年	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
の内容	高学年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	合 計	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
過不足(2-1)		0	0	0	0	0	0

#### ※未就学を対象とした量の見込み

未就学児童	2014年度 (実績)	2015年度 (1年目)	2016年度 (2年目)	2017年度 (3年目)	2018年度 (4年目)	2019 年度 (5年目)
①ニーズ量	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
②確保の内容	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
過不足(②-①)	0	0	0	0	0	0

#### 《確保の内容及び実施時期》

- ・2014 年度は、低学年・高学年・未就学児ともに、確保の内容が実績を充足しています。
- ・今後5年間については、ニーズ量は横ばいとなり、2014年度の年間延べ利用人数を 確保することによりニーズが充足されます。

#### 《今後の事業等の進め方》

・利用状況やニーズに合わせ、センターの施設数や開所日、開所時間を検討し、利用 者の利便性の向上を図ります。

## (8) 幼稚園型一時預かり、一時保育(保育所):一時預かり事業

## ①幼稚園型一時預かり

1号認定者を扱う施設(幼稚園・認定こども園)において、教育時間の他に預かり保育の時間を提供する事業です。

《対 象 年 齢》 3歳~就学前まで

《提供区域》 全域

《確保方策の単位》 年間延べ利用人数 (人日/年)

《量の見込み》

		2014年度(実績)	2015年度 (1年目)	2016年度 (2年目)	2017年度 (3年目)	2018年度 (4年目)	2019年度 (5年目)
-10	幼稚園における在 園児を対象とした 一時預かり	1	26,520	25,804	24,797	24,326	23,669
- ズ 量	2号認定による定 期的な利用	1	106,080	103,216	99,191	97,306	94,679
里	合 計	_	132,600	129,020	123,988	121,632	118,348
	施設数	34	35	35	35	35	35
② 確 保 の	幼稚園における在 園児を対象とした 一時預かり	_	26,520	25,804	24,797	24,326	23,669
内容	2号認定による定 期的な利用	_	106,080	103,216	99,191	97,306	94,679
<u> </u>	合 計	_	132,600	129,020	123,988	121,632	118,348
過不	足(②-①)	_	0	0	0	0	0

#### 《確保の内容及び実施時期》

- ・2014 年度の実績は未集計ですが、利用を希望する園児全員に、教育時間の他に一時預かりを実施しています。
- ・今後5年間については、少子化に伴いニーズ量も減少することから、ニーズに応じて確保量を減らしていきます。

#### 《今後の事業等の進め方》

・施設によって夏季休暇期間や土曜日の未実施など、実施日・時間等が異なることから、サービス内容の地域差を解消し、平準化を図ります。

## ②一時保育(保育所)

保護者が、「傷病・入院・介(看)護など緊急的な事情があるとき」「短時間・非定型就労などで、家庭でお子さんの育児ができないとき」「育児にともなう心理的及び肉体的負担があるとき」「冠婚葬祭などやむを得ない事情があるとき」のいずれかに該当する場合、お子さんを一時的に保育所で預かる事業です。

《対 象 年 齢》 生後8週間~就学前まで

《提供区域》 全域

《確保方策の単位》 年間延べ利用人数(人日/年)

《量の見込み》

		2014年度(実績)	2015年度 (1年目)	2016年度 (2年目)	2017年度 (3年目)	2018年度 (4年目)	2019年度 (5年目)
①ニーズ量		33,000	32,000	29,839	28,943	28,075	27,233
②確保	施設数	44	44	44	44	44	44
の内容	定員数	90,250	90,250	90,250	90,250	90,250	90,250
過不足(②-①)		57,250	58,250	60,411	61,307	62,175	63,017

#### 《確保の内容及び実施時期》

- ・2014年度は、実績がニーズ量を上回っています。
- ・今後5年間については、少子化に伴いニーズ量も減少することから、2014年度の年間延べ定員数を確保することによりニーズが充足されます。

- ・一時保育を利用できる年齢・時間等が異なるため、利用状況や利用ニーズに合わせて、対象年齢や時間などを見直し、事業の充実を図ります。
- ・一時保育のほか、就労要件での保育所入所に至らない短時間就労などの家庭が利用する定期利用保育\*についても、併せて充実を図っていきます。

## (9)延長保育事業:時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

《対 象 年 齢》 生後8週間~就学前まで

《提供区域》全域

《確保方策の単位》 延長保育利用実人数(人)

《量の見込み》

		2014年度 (実績)	2015年度 (1年目)	2016年度 (2年目)	2017年度 (3年目)	2018年度 (4年目)	2019年度 (5年目)
①ニーズ量		4,031	4,221	4,104	3,979	3,884	3,773
②確保	施設数※	66	75	76	77	78	79
の内容	定員数	5,991	6,276	6,490	6,582	6,682	6,721
過不足(②-①)		1,960	2,055	2,386	2,603	2,798	2,948

<sup>※</sup>認定こども園及び保育所分園を含む

#### 《確保の内容及び実施時期》

- ・延長保育を希望する園児全員に実施しています。
- ・今後5年間については、ニーズ量が2015年度に一時的に増加しますが、それ以降、 少子化に伴い減少することから、2014年度の年間延べ定員数を確保することにより ニーズが充足されます。なお、待機児童解消のために施設が整備されることから、 施設数・定員数ともに増えます。

#### 《今後の事業等の進め方》

・地域によって偏りのある延長保育の利用人数や時間帯等の利用状況やニーズに合わせ、実施園数や時間等を見直していきます。

## (10) 病児・病後児保育:病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

《対 象 年 齢》 病児保育:生後4か月~小学校2年生まで

病後児保育:1歳~小学校3年生まで

《提供区域》全域

《確保方策の単位》 年間延べ利用人数(人日/年)

《量の見込み》

		2014年度 (実績)	2015年度 (1年目)	2016年度 (2年目)	2017年度 (3年目)	2018年度 (4年目)	2019年度 (5年目)
①ニーズ量		1,600	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
②確保 の内容	施設数	5	6	6	6	6	6
	総定員数	20	24	24	24	24	24
	延べ定員数	5,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
過不足(②-①)		3,400	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600

#### 《確保の内容及び実施時期》

- ・2014年度は、実績がニーズ量を上回っています。
- ・今後5年間については、2014年度の年間延べ定員数を確保します。なお、地域性を考慮し、2015年度に病児施設を1か所増やします。

- ・病児保育施設を増やすとともに、利用時間や予約から利用までのプロセスの見直し を行い、利便性の向上を図ります。
- ・広域利用制度を活用し、他市の病児保育施設と協定を結ぶことで市民が市外施設を 利用できるように検討していきます。

## (11) 学童保育クラブ事業:放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終 了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その 健全な育成を図る事業です。

《対 象 年 齢》 小学校1年生~3年生まで

(ただし、障がいのある児童は4年生以上も対象)

《提供区域》全域

《確保方策の単位》 利用人数(人)

《量の見込み》

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
		(実績)	(1年目)	(2年目)	(3年目)	(4年目)	(5年目)	
①ニーズ量	低学年	3,173	3,330	3,426	3,501	3,535	3,536	
	高学年	55	702	715	743	758	779	
	合 計	3,228	4,032	4,141	4,244	4,293	4,315	
②確保 の内容	施設数	43	43	43	43	43	43	
	低学年	3,173	3,330	3,426	3,501	3,535	3,536	
	高学年	55	55	55	55	55	55	
	合 計	3,228	3,385	3,481	3,556	3,590	3,591	
過不足 (2-1)	低学年	0	0	0	0	0	0	
	高学年	0	<b>▲</b> 647	<b>▲</b> 660	<b>▲</b> 688	<b>▲</b> 703	<b>▲</b> 724	
	合 計	0	<b>▲</b> 647	<b>▲</b> 660	<b>▲</b> 688	<b>▲</b> 703	<b>▲</b> 724	

#### 《確保の内容及び実施時期》

- ・2014年度は、低学年・高学年ともに実績がニーズ量を充足しています。
- ・今後5年間も、低学年児童については、従来どおり入会基準を満たし、町田市が定める期間内に申請のあった全児童を引き続き受け入れていきます。
- ・高学年児童については、障がいのある児童を低学年児童と同様に受け入れていきます。

- ・障がい児以外の高学年児童の夏休みのみの受け入れや、民間事業者が幼稚園・保育 所などの既存施設を活用して行う放課後児童健育成事業の支援、高学年児童を対象 とした新たな学童保育クラブの整備など、多角的な視点から量を拡充する手法を検 討し、利用者のニーズに合わせた方策を進めます。
- ・区域内で狭あい化が著しく進んでいる学童保育クラブについては、適切な環境を確保できるよう整備します。

### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設\*等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

# 3. 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進

保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園は、その設置の拡大に向けて国に更なる環境整備の充実を求めるとともに、市としても制度改正の趣旨を踏まえ、普及に取り組むべきと考えます。

町田市では、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、認定こども園の普及の検討を行っていきます。

なお、認定こども園の設置数や設置時期、普及に係る考え方、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策は、事業を行う者と相互に連携し、推進方法について協議、検討していきます。

また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組推進、保幼小連携 を実施します。

# 4. 幼児期の学校教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方について

近年、社会や家庭生活を取り巻く環境の変化から、子どもにとって当たり前で必要不可欠な基本的生活習慣が大きく乱れ、自制心や規範意識が薄れや年齢に応じたコミュニケーション能力の不足など、幼児の育ちについて様々な課題があげられています。その中でも、小学校入学直後に学習に集中できない、望ましい人間関係を築くことができにくいなど、小学校生活にうまく適応できない(いわゆる小一プロブレム\*)子どもが増加する傾向にあります。

幼児期の学校教育(幼稚園、保育所、認定こども園)と小学校教育は、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保し、子どもに対して体系的な教育を行っていくことが重要です。

# 5. その他の取組

### (1)産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保の推進

保護者の産休・育休明けの希望に応じて、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業期間中の保護者に情報提供や相談支援等を行うとともに、町田市の実情に応じた計画的な教育・保育施設、地域型保育事業の整備を行います。

## (2)子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する東京都との連携

児童虐待\*防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、東京都が行う施策との連携を図るとともに、町田市の実情に応じた施策を展開します。特に、障がい児等特別な支援を必要とする子どもが、希望する教育・保育を円滑に受けることができるよう配慮するとともに、事業者や関係機関との必要な連携を図ります。

## (3)労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境整備施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し、仕事と子育ての両立のための基盤整備について、東京都、地域企業、労働者団体、地域活動団体等と連携しながら、町田市の実情に応じた施策を展開します。

# 第5章 計画の推進に向けて

# 1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市の関係部署と連携して横断的な施策に取り組むとともに、幼稚園・保育所などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

# 2. 計画の進行状況の点検・評価及び推進

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況(アウトプット)に加え、計画 全体の成果(アウトカム)についても点検・評価することが重要です。

計画の進行管理及び評価は、「町田市子ども・子育て会議」で行っていきます。

また、この計画の推進にあたっては、柔軟で総合的な取組が必要であり、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検および評価を各年度で行い、その結果を次年度の施策に反映させます。

また、計画の進捗状況を市のホームページを通して公表します。

# 3. 近隣自治体との連携、都・国への働きかけ

子ども・子育て支援の充実を図るためには、市の取組だけですべてを実施することはできません。八王子市、多摩市、稲城市など近隣自治体と連携した教育・保育サービスの提供はもとより、横浜市、川崎市、相模原市と隣接する地域では、都道府県の枠を超えた連携が必要となります。各自治体と連携し、幼稚園、保育所、認定こども園等の提供にも取り組んでいきます。

子ども・子育て支援新制度の大きな財源として、消費税増収分の一部が充てられるとされています。社会保障の一つの柱に子育てが位置付けられたことは非常に大きな意味をもつものです。しかしながら、今回の制度で必要とされる財源は、まだ十分ではありません。今後も国の動向を十分注視するとともに、必要に応じて、国や都への要望も行なっていく必要があります。

# 4. 施策の推進方向

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の実施にあたり、「量的拡充」と「質の改善」の関係については、二者択一の関係にあるものではなく、両者は車の両輪として取り組む必要があります。例えば、保育士等の処遇改善、研修の拡充等の「質の改善」と待機児童の解消等の「量的拡充」は密接に関連するものです。

また、子ども・子育て支援法においては、基本理念の1つとして「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」(第2条第2項)としており、「質の改善」に取り組む必要があります。

## 会長あいさつ

子どもたちが元気で遊んでいる姿を見て、励まされない人はいません。それだけ子どもの姿には、多くのエネルギーがあるのでしょう。町田市の子どもの推移状況については第2章で詳細に記述されています。2020年には日本は65才以上の人が4人に1人となることが統計上明らかになっています。このことは高齢化社会の訪れと考えるより、子どもたちが少なくなってきた結果として捉えなくてはなりません。私たちの社会は、明るい元気な子どもたちを見守り、育てていく中にこそ、その意味があると思います。また、子どもを育てやすい環境は、一言では言いあらわすことはできません。しかし、子どもを育てる責任は大人の義務でもあります。

本計画は、このような中で町田市の子育ての方向を示したものであります。この計画の作成にあたっては、多くの関係する方々の貴重な意見とお時間をいただきました。2013年から1年半をかけて様々な考えを集約し、できあがった計画です。これからは計画と実際の齟齬の修正を繰り返していきながら、この計画に息を吹き込んでこそ、今日までの会議の努力も報われるものと信じております。子育てに奮闘している保護者や、子育て支援の現場で活躍されている方々の意見をここに加えてこそ、この計画が本物になっていきます。今後は町田市子どもマスタープランへの着手も始まると聞いています。子ども・子育て会議の本事業計画がアンカーとなって、次のステップへ続くことを、さらには町田市の子育てが一番輝いている、と叫ばれることを願っています。

最後に、多くの貴重な時間を会議に注いで頂きましたメンバーの方々、町田市の関係部 署の方々に厚く御礼申し上げます。

2015年(平成27年)3月

町田市子ども・子育て会議会長 東京家政学院大学現代生活学部教授 金 子 和 正

# 資料編

- 1. 町田市子ども・子育て会議
- (1) 町田市子ども・子育て会議条例
- (2) 町田市子ども・子育て会議運営規則
- (3)委員名簿
- (4)計画策定の経過
- 2. 用語説明

#### 1. 町田市子ども・子育て会議

#### (1) 町田市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77 条第1項に規定する合議制の機関として、町田市子ども・子育て会議(以下「子育て会 議」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事務)

- 第3条 子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申 する。
  - (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事務

(組織)

- 第4条 子育て会議は、委員13人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援を実施する事業者の代表
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表
- (4) 子ども・子育て支援に関係する者の代表
- (5)経済関係団体の代表
- (6)公募による保護者

(任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

(臨時委員)

- 第6条 市長は、特別又は専門の事項を調査し、審議するために必要があると認めるとき は、子育て会議に臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員の任期は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長)

- 第7条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第8条 子育て会議は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議 を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数の ときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、子育て会議に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年11月1日から施行する。
  - (町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年4月町田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中第58号を第59号とし、第57号の次に次の1号を加える。

(58) 町田市子ども・子育て会議委員

別表国民健康・栄養調査員の項の次に次のように加える。

町田市子ども・子育て	会長	日額 25,500円
会議	学識経験者	日額 21,700円
	その他委員	日額 10,000円

#### (2) 町田市子ども・子育て会議運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市子ども・子育て会議条例(平成25年10月町田市条例第36号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、町田市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

- 第2条 会長は、子育て会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、 委員(当該子育て会議の議題に関係のある臨時委員があるときは、当該臨時委員を含む。) に通知する。
  - (1) 開催日時
  - (2) 開催場所
  - (3)議題

(庶務)

第3条 子育て会議の庶務は、子ども生活部子ども総務課において処理する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

## (3)委員名簿

構成	氏 名	所属	備考
当业公民主	金子 和正	東京家政学院大学教授	会長
学識経験者 	吉永 真理	昭和薬科大学教授	副会長
	小山 貴好	町田市私立幼稚園協会	
関係団体	宮 聖栄	町田市法人立保育所協会	
	藤田 義江	町田市社会福祉協議会	
経済関係団体	澤井 宏行	町田商工会議所	
有識者	山本 弘明	町田市公立小学校校長会	
有識者	田村 望世	町田市民生委員児童委員協議会	
幼稚園・保育所	安西 弘子	市内在住の「保育士」	
の従事者	雨宮 三穂	玉川中央幼稚園の教諭	
	矢野 洋子	公募委員	
市民	萩原 潤一	公募委員	
	奥村 有紀子	公募委員	

## (4)計画策定の経過

【2013年度】

	開催日時	検討内容
第1回	2013年12月18日	<ul><li>・町田市子ども・子育て会議について</li><li>・子ども・子育て支援新制度について</li><li>・町田市における子ども・子育て支援の取組み状況について</li><li>・利用希望把握調査(ニーズ調査)について</li></ul>
第2回	2014年2月27日	・教育・保育提供区域について ・幼稚園・保育所等の利用状況について ・国の基本指針と市町村子ども・子育て支援事業計画について

## 【2014年度】

	開催日時	検討内容
第3回	2014年4月22日	・教育・保育提供区域について
第4回	2014年7月1日	・教育・保育提供区域について ・町田市子ども・子育て支援事業計画について
第5回	2014年8月26日	・町田市子ども・子育て支援事業計画素案について ・幼稚園及び保育所等の利用者負担のイメージについて ・各種基準条例(案)について
第6回	2014年10月7日	・町田市子ども・子育て支援事業計画素案について ・教育・保育等の量の見込みと確保策、実施時期(案)について
第7回	2014年11月11日	・町田市子ども・子育て支援事業計画素案の概要について ・教育・保育等の量の見込みと確保策、実施時期について
第8回	2015年2月17日	・町田市子ども・子育て支援事業計画(案)に対するパブリックコメントの実施結果について ・町田市子ども・子育て支援事業計画(案)【最終】について

## 2. 用語説明

# 【か行】

確保の内容	ニーズ量に対して確保している施設や事業の 定員及び利用可能日数等。	P49
家庭的保育(保育ママ)	市が認定した家庭的保育者が自宅を保育スペースとして、1~5人を対象に保育を実施する事業。	P 1
学校教育・保育	幼稚園等で受ける学校教育や保育所等で受け る保育。	P32
教育標準時間	1日4時間を標準とした教育時間。	P35
教育・保育施設	「認定こども園法」に規定する認定こども園、 「学校教育法」に規定する幼稚園、及び「児 童福祉法」に規定する保育所。	P 1
教育・保育提供区域	地理的条件や人口、交通事情その他の社会的 条件、教育・保育を提供するための施設整備 の状況等を総合的に勘案して定める区域。	P35
居宅訪問型保育	保育士が子どもの自宅に訪問し、保育を実施 する事業。	P42
合計特殊出生率	その年度において、1人の女性が生涯生むと 想定される子どもの数。	P14
子ども家庭支援センター	子どもと家庭に関する総合相談や児童虐待の 予防・早期発見・対応等を行っている施設。	P55
子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。	P 1
子ども・子育て支援新制度	就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や地域の子育て支援の量の拡充や質の向上 を進めるための制度。	P1

子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援等についての需給計画。	P 1
子どもクラブ	乳幼児から 18 歳までを対象とし、多目的ホール、乳幼児コーナーがある施設。	P24
子どもセンター	乳幼児から 18 歳までを対象とし、子どもたちの遊び、成長、発達の拠点として様々な活動を行う施設。	P24
子どもの権利条約	子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。	P32

# 【さ行】

事業所內保育	企業が企業内または事業所の近辺に用意され	P42
	た保育施設で、従業員の子どものほか、地域	
	の子どもの保育を行う事業。	
次世代育成支援対策推進法	将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、	P 3
	かつ、育成される社会の形成を目的として、	
	2003 年に制定された法律。	
施設型給付	保育所は保育所運営費、幼稚園は私学助成な	P42
	ど別々で行っていた財政措置を一本化し、教	
	育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども	
	園等)の共通の給付のこと。	
児童虐待	身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト(養育・	P64
	保護の怠慢、拒否)性的虐待など、子どもの	
	健全な育成を妨げること。	
小 1 プロブレム	小学校に入学したばかりの1年生が、集団行	P63
	動がとれない、授業中に座っていられない、	
	先生の話を聞かないなどと学校生活になじめ	
	ない状態が続くこと。	
小規模保育所	6~19 人を定員とし、3 歳未満の子どもを対	P42
	象に保育を実施する事業。	
少子化	子どもの出生数の減少や出生率の低下が進行	P 1
	する状態のこと言い、高齢化や将来の人口減	
	少の原因と問題のこと。	

# 【た行】

待機児童	子育て中の保護者が保育所・認定こども園、	P 1
	または、学童保育施設に入所申請をしている	
	にもかかわらず、入所できない状態にある児	
	童。	
地域型保育事業	家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問	P42
	事業・事業所内保育事業の4つの事業。	
地域子育て相談センター	堺・忠生・町田・鶴川・町田の 5 地区にそれ	P35
	ぞれセンターがあり、在宅で育児をしている	
	家庭を対象に育児相談や育児情報の発信、マ	
	イ保育園事業等を行っている施設。	
地域子ども・子育て支援事業	子育て相談や一時預かりの場を増やすなど、	P35
	すべての子育て家庭を対象とした子育て支援	
	事業。	
定期利用保育事業	一時保育の専用施設で行う保育で、週1日、	P59
	2 日の就労・就学・通院・ボランティア等で	
	児童の保育が出来ない場合に定期的に一定程	
	度継続的に児童を預かる事業。	
特定教育・保育施設	施設型給付費の支給に係る教育・保育施設(幼	P63
	稚園・保育所・認定こども園)。	
【な行】		
 ニーズ量	<del>ー</del> アンケート調査によって得られた施設や事業	P52
_	の利用希望及び量。	
認可保育所	昼中、就労などの理由で乳幼児を保育出来な	P20
	い場合に、保護者に代わって保育を行う児童	
	福祉法に定められている保育所。	
認証保育所	東京都独自の基準により設置される保育所。	P42
認定こども園	就学前の子どもを対象とし、保護者の就労の	P1
	有無ににかかわらず受け入れて幼児教育・保	

育を一体的に行う施設。

# 【は行】

パブリックコメント	政策の策定過程で情報を広く公表し、市民か	P 7
	ら有益な意見や情報を得ることによって、政	
	策をより良いものとするために行うもの。	
保育標準時間	1日最大 11 時間の中で必要となる保育時間	P35
保育短時間	1日最大8時間の中で必要となる保育時間	P35

# 【ま行】

	_	
町田市基本計画		Р3
	けた取り組みの方向性を示す市政運営の基本	
	となる計画。	
町田市基本構想	町田市におけるまちづくりの基本方針であ	P 3
	り、将来にわたって持ちつづけるまちづくり	
	と行政経営の基本姿勢を示す構想。	
町田市教育プラン	義務教育を受ける子どもが生涯にわたって学	P 3
	ぶ意欲をはぐくむこと等を方針とし、町田市	
	の教育の振興に関する計画。	
町田市子ども・子育て会議	市民や有識者等の委員によって構成され、町	P 1
	田市子ども・子育て支援事業計画の策定や進	
	捗管理を行う会議。	
町田市子どもマスタープラン	将来の町田市をつくる子どもが健やかに育つ	P 3
	環境づくりを市民・企業・行政が一体となっ	
	て進めていくために策定された計画。	
町田市次世代育成支援対策	2010~2014 年までの 5 年間における保育事	P30
推進後期行動計画	業や一時預かり事業等の保育サービスの目標	
	事業量を定めた、次世代の育成支援対策の実	
	施に関する計画。	
町田市障がい者計画	障がい児に対する教育と福祉の連携強化等を	P 3
	目標とし、障がい者施策全般に関わる理念や	
	基本的な方針を定めた計画。	

町田市食育推進計画	A CACOMO CONTRACTOR AND A CACO	P 3
	な取組を示すために策定された計画。	
町田市地域福祉計画	地域の課題を地域で解決する仕組みをつく	P 3
	り、地域の支えあいや地域力を高めていくこ	
	とを目的に策定された計画。	
町田市保健医療計画	妊娠早期から相談支援を行なう等、健康づく	Р3
	りの推進等を目標とし、健康の視点に立った	
	まちづくりを行うために策定された計画。	
【や行】	<u> </u>	•
		:
幼稚園	教育の基礎を培うことを目的とした学校教育	P 1

法に定められた学校(教育施設)。

## 町田市子ども・子育て支援事業計画

(2015年度~2019年度)

発 行 ・ 編 集:町田市子ども生活部子ども総務課

〒194-8520 町田市森野2-2-22

電話 042-724-2876 (直通)

FAX 050-3101-8377

ホームページ:https://www.city.machida.tokyo.jp/

刊 行 物 番 号: 1 4 - 1 1 1

